

平成26年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年3月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成26年3月14日 午後1時40分			議 長 田 口 好 秋	
	延会	平成26年3月14日 午後4時56分			議 長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	生 田 健 児	出	10番	山 口 政 人	出
	2番	宮 崎 良 平	出	11番	芦 塚 典 子	出
	3番	川 内 聖 二	出	12番	大 島 恒 典	出
	4番	増 田 朝 子	出	13番	梶 原 睦 也	出
	5番	森 田 明 彦	出	14番	田 中 政 司	出
	6番	辻 浩 一	出	15番	織 田 菊 男	出
	7番	山 口 忠 孝	出	16番	西 村 信 夫	出
	8番	田 中 平 一 郎	出	17番	山 口 要	出
	9番	山 下 芳 郎	出	18番	田 口 好 秋	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	福祉課長	徳永 賢治
	副市長	中島 庸二	健康づくり課長	中野 哲也
	教育長	杉崎 士郎	農林課長	納富 作男
	総務部長	筒井 保	学校教育課長	神近 博彦
	企画部長	小野 彰一	収納課長	堤 一男
	健康福祉部長	杉野 昌生	税務課長	宮崎 康郎
	産業振興部長	一ノ瀬 真	観光商工課長	
	建設部長	中尾 嘉伸	健康福祉課長	神近 博
	教育部長 教育総務課長兼務	江口 常雄	茶業振興課長	宮崎 繁利
	会計管理者	中島 直宏	建設・新幹線課長	中島 憲郎
	総務課長	池田 英信	環境下水道課長	横田 泰次
	財政課長	井上 嘉徳	水道課長	
	市民課長	井上 親司	農業委員会事務局長	
	企画企業誘致課長	田中 秀則	会計課長	
地域づくり・結婚支援課長	山口 久義			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	永江 邦弘		

平成26年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成26年3月14日（金）

本会議第5日目

午後1時30分 開議

- 日程第1 議案第38号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第2 議案第39号 嬉野市監査委員の選任について
- 日程第3 議案第40号 嬉野市副市長の選任について
- 日程第4 議案質疑
- 議案第4号 嬉野市男女共同参画を推進する条例について
- 議案第5号 嬉野市教育環境支援基金条例について
- 議案第6号 嬉野市いじめ防止対策委員会条例について
- 議案第7号 嬉野市社会文化会館条例について
- 議案第8号 嬉野市障がい福祉計画策定委員会条例について
- 議案第9号 嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 嬉野市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 嬉野市男女共同参画推進協議会条例を廃止する条例について
- 議案第19号 建設工事請負変更契約の締結について
- 議案第20号 平成25年度嬉野市水道事業会計資本金の額の減少について
- 議案第21号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第7号）

午後1時40分 開議

○議長（田口好秋君）

皆さんこんにちは。連日、大変お疲れさまでございます。

本日から議案質疑に移りますが、平成26年度の当初予算等を審議する極めて重要な質疑であります。慎重審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日、市長から、議案第38号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について、議案第39号 嬉野市監査委員の選任について、議案第40号 嬉野市副市長の選任についての3件が追加議案として提出をされました。

日程第1．議案第38号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）についてから日程第3．議案第40号 嬉野市副市長の選任についてまでを一括して議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆様、連日大変お疲れさまでございます。今朝は、朝早くから市内各中学校の卒業式に御臨席を賜りまして、本当にありがとうございました。それぞれすばらしい旅立ちをしてくれたものというふうに思っておるところでございまして、改めてお礼申し上げます。

また昨晚は、瀬戸内地区で地震が発生いたしまして、被害を受けられた皆様方には、心からお見舞いを申し上げます。嬉野市におきましての震度につきましては、塩田地区が震度2、嬉野地区が震度1ということでございましたので、御報告を申し上げたいと思います。

それでは、本日、本定例会に追加上程をお願いいたしました議案について御説明を申し上げます。

今回の追加提案につきましては、国の好循環実現のための経済対策に対応するものなど、平成26年度一般会計補正予算1件と、人事案件2件の追加議案をお願いするものでございます。

まず、議案第38号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出総額に7,611万3,000円を追加し、補正後の予算総額を115億7,411万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、廃棄物処分場移転補償調査業務委託料に388万円、地域の多様な人づくりを通じた雇用拡大、賃上げ促進を図るため、失業者の就職に向けた支援を行う雇用拡大プロセス事業及び在職者に対する処遇改善に向けた支援の処遇改善プロセス事業の計7事業に取り組む、地域人づくり事業費9,377万1,000円を計上いたしております。

なお、事業概要につきましては、お手元に配付の「平成26年度1号補正予算主要な事業の説明書」のとおりでございます。

次に、議案第39号 嬉野市監査委員の選任について申し上げます。

西川平七監査委員の任期が、平成26年2月16日をもちまして満了となり、現在は地方自治法第197条の規定により、嬉野市監査委員職務執行者として監査委員の職務を執行していただいております。引き続き西川氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

西川氏は、嬉野市嬉野町温泉一区に居住され、昭和16年5月24日生まれの72歳でございます。昭和35年4月から佐賀県信用農業協同組合連合会に就職され、平成13年9月まで勤務をされました。平成14年6月から平成17年6月までは佐賀みどり農業協同組合常勤監事、また、平成18年2月からは嬉野市の初代代表監査委員として御活躍をいただいております。

人格は高潔で、財務管理、事業の経営管理などに精通され、すぐれた識見をお持ちでございます。ぜひ議員の皆様方の御同意をお願い申し上げます。御同意をいただければ、任期は地方自治法第197条の規定により、選任の日から4年間となります。

次に、議案第40号 嬉野市副市長の選任について申し上げます。

地方自治法第163条の規定により、中島庸二副市長の任期が平成26年4月2日で任期満了となります。引き続き同氏を副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

中島庸二氏は、嬉野町温泉二区に在住で、昭和22年4月17日生まれの66歳でございます。昭和46年に大学を卒業後、民間会社を経て昭和51年4月から嬉野町役場に勤務され、財政課長、産業振興部長を歴任、平成18年1月1日の合併後は、嬉野市総務部長として平成20年3月まで勤められました。その後、業務指導官として後進の指導に当たっていただく後、長年にわたる市職員としての地方自治に関する抱負な知識や経験を生かして、平成22年4月3日から副市長を務めていただいております。御同意をいただければ、平成26年4月3日から4年間の任期となります。

以上、議案の概要説明を終わりますが、補正予算の詳細な内容につきましては担当部長から説明させますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

○議長（田口好秋君）

次に、提出された議案のうち、議案第39号及び議案第40号を除き細部説明を求めます。総務部長。

○総務部長（筒井 保君）

それでは、今回追加提案いたしました補正予算案件について御説明をいたしたいと思いません。

議案第38号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について、提案の御説明を申し上げます。

歳入歳出の補正予算の規模は7,611万3,000円の追加でございます。

内容につきましては、国の平成25年度補正予算で可決されました好循環実現のための経済対策による地域人づくり事業の交付金を財源といたしまして、観光ICT化対応人材育成などの7事業を追加計上するものでございます。

この交付金につきましては2月に交付の内示がございまして、この交付金を、早急に、有効に活用するため、今回、追加提案を行うものでございます。

それでは、予算書の4ページのほうをお願いしたいと思います。

県支出金につきましては、地域人づくり事業に係る交付金を計上しているところでございます。

次に、5ページの繰入金につきましては、歳出のほうで、教育費のところの特別支援教育支援員を地域人づくり事業に振りかえた関係上、財政調整基金繰入金の減額を行いまして収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、歳出に移りまして6ページのほうをお願いいたします。

6ページの衛生費につきましては、廃棄物処分場移転補償調査業務の委託料を計上しているところでございます。

続きまして、7ページのほうをお願いいたします。

労働費でございます。これにつきましては、先ほどから申しております地域人づくり事業につきまして、女性の活躍推進、あるいは就職促進、または観光、サービス産業の成長による地域経済の活性化など、嬉野市の実情に応じた創意工夫による多様な人づくりを支援することを目的とした7事業を計上しているところでございます。

続きまして、8ページのほうをお願いいたします。

教育費でございます。これにつきましては、先ほど申しました特別支援教育支援員を労働費の地域人づくり事業で行うため、報酬などの減額を行っているところでございます。

以上で、追加提案の説明を終わらせていただきます。

○議長（田口好秋君）

これで、議案の細部説明を終わります。

お諮りいたします。議案第38号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について、次に、議案第39号 嬉野市監査委員の選任について、さらに議案第40号 嬉野市副市長の選任についてまでの3件は委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第40号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第4. 議案質疑を行います。

今議会の議案質疑は、通告制とします。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一質疑につきましては3回を超えることができない旨規定していますので、御注意ください。

それでは、議案第4号 嬉野市男女共同参画を推進する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。大島恒典議員。

○12番（大島恒典君）

それでは、議案第4号について質問をいたしたいと思います。

これは、嬉野市男女共同参画を推進する条例ということで今回提出されておりますが、これは、中身については納得するものではありません。そして、その中についての文言ですけれども、総則の中にうたわれておる第4条市の責務、第5条市民の責務、第6条事業者の責務、第7条自治組織等の責務、第8条教育に携わる者の責務とあるわけですがけれども、市については責務でも構わないと思うわけですがけれども、市民に対しても責務、一般市民に対して、事業者も一般市民ですけど責務とされた理由をお伺いしたいと思っておりますけど。

○議長（田口好秋君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

お答えいたします。嬉野市では、平成24年度において第2次嬉野市男女共同参画行動計画及び嬉野市DV被害者支援基本計画を策定しております。これにつきましては、平成25年度から29年度までの5カ年計画となっております。

この計画の策定においては、佐賀大学の上野先生の御助言等をいただきながら、また、男女共同参画推進協議会の御意見もいただきながら策定をいたしておりますけれども、第2次では、DVに係る項目について新たに盛り込んでおるところです。この行動計画の中で、市民と行政の協働による推進体制づくりとして、行政とともに、市民、事業者、自治組織等、また教育に携わる者等においてもそれぞれの責務を果たしていくことに位置づけておりますので、今回の条例につきましては、これらについて総合的かつ計画的に推進を行うということで今回の条例を制定ということにしたものでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

はい、わかりました。これ推進条例ですから、別に罰則規定も発生しませんから責務でもよろしいわけですがけれども、仙台とか福岡市とか、責務じゃなくて役割という形で書いてあったわけですよ。私としては、役割でもよかったんじゃないかなということで今回こういう質問をしておるわけです。いいです。

○議長（田口好秋君）

よろしいですか。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

これで、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号 嬉野市教育環境支援基金条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

議案第5号 嬉野市教育環境支援基金条例について、まず、この条例を制定することにな

った経緯と理由をお伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（江口常雄君）

お答えいたします。佐賀県先進的 I C T利活用教育推進事業臨時交付金、これは、さが元気づくり事業というのが平成25年度限りで事業の実施になります。これは、I C T利活用教育に取り組む市町に対して交付税措置された、地域の元気づくり事業費を活用した臨時措置としての交付金ということになっております。

交付対象が、I C T利活用教育を推進するために必要な経費及びその目的のために積み立てられる基金への積立金というふうになっておりますけれども、交付条件が、平成27年度までに普通教室への電子黒板整備率を100%にすることを含む I C T利活用教育に係る機器整備計画の策定ということになっております。

御質問の、この条例を制定することとなった経緯の理由というのは、交付対象が基金への交付になっておりますので、地方自治法第241条第1項の規定によって条例を定めて基金を設置するということになります。

県がこのような形でこの事業を進めております理由は、県内の I C Tの整備状況が、均衡がまだとれていないということで、2年間で一気に県内の整備水準を一定の水準まで引き上げたいということがあってのことのようでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

先ほど、これは1年限りとの積立金の——県のほうの計画ですので、2番にも挙げておりますけれども、この基金の積み立ては1年限りということですか。この条例を制定しても、次年度以降は全然積み立てを行っていかないということですかね。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（江口常雄君）

大体、当初25、26年度の計画だったようではありますが、この整備を急がせるためにはということで、県の事業評価の中で途中で、統括本部あたりでついているようなんですけれども、25年度だけにして——25年度だけなんですけれども、25年5月1日現在の、特別支援教室を含む県内の全教室分を対象として交付するということでございます。そして、25年度に一括してお金をやって、そして26年度、27年度で整備をしてくださいという内容になっております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

いいですか。

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

議案になるかなと思うたのであれですけど、じゃ1点だけ。

今の内容で大体わかりました。そういう中で、結局、基金に積み立てるという条件で県のほうが補助の交付があるわけですが、県内の自治体で、うちはそういうお金ないから、幾ら県が交付金をやってもうちはできませんというところがあるのかどうか。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（江口常雄君）

もう既に、整備が済んでいる分についてもカウントされますので、ほとんどの自治体が手を挙げております。20市町全部ですね。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

ということは、県が推進するように佐賀県内の全小学校、中学校で電子黒板等をクラス1台ということが、26年、27年で完了するというふうに考えてよろしいということですね。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（江口常雄君）

市町によっては、既に100%を超えているところがあるんですけども、そこも一応交付対象になっておりますので、そういうところも申請をされますけれども、嬉野市としては今32%程度なんですけれども、それを26、27年度で103教室分ですけれども、100%にするという計画でおります。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

これで、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号 嬉野市いじめ防止対策委員会条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

この点、初日に概要説明をいただきましたけれども、再度、冒頭にもう一回説明を。この

分の制定の理由及びその内容をお願いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

お答えをいたします。先般、大津市でのいじめ事件を受けまして、平成25年9月28日にいじめ防止対策推進法というのが施行されました。その第22条の中に、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」というふうに規定されております。各学校に第三者機関の設置が義務づけられたものを受けて設置をするというものです。

ではその内容ですが、通称22条委員会では、年間2回の定例委員会を想定しております。各学校のいじめ防止対策やいじめの実態、学校の対応、解消の状況、再発防止策などについて意見を述べていただき、学校はその意見に基づいて改善策を講じるというものです。

○議長（田口好秋君）

山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

はい、承知いたしました。それで今の説明を受けましてですけれども、平成24年9月に、本市におきましては、嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会というのが条例化されまして設置をされておられますけれども、その分との運用面での違い、また、昨年スクールサポーター制で、一応試験的に嬉野中学校に派遣が多分行われておると思いますが、その分との関連。また今回、こういった形で条例をつくって、これが嬉野市立の小・中学校に運用をなさるんでしょうけれども、この設置の前に、保護者に対してどのような形で説明をされるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

御説明を申し上げます。嬉野市で設置をしておりますいじめ問題等発生防止支援委員会との相違点ですが、まず、嬉野市では平成24年10月に設置をいたしました。今回の法律の施行によって――第28条ですが、その中に教育委員会の第三者機関として委員会の設置が義務づけられました。通称28条委員会といいます。嬉野市の場合は、いじめ問題等発生防止支援委員会がこれに当たります。この28条委員会、嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会ですが、大きく2つの役割があります。

1つは、市内小・中学校のいじめの実態、いじめ問題への取り組み状況の把握、そして、対応や解消の状況、再発防止対策等について、市としてのいじめ防止に向けた改善策を講じ

るために意見具申等をしていただくというもの。

2つ目は、深刻ないじめ問題等が発生した場合や保護者間、該当者間での調整がなかなかつかない場合に、教育委員会が介入しても収集がつかないといったような場合に、この支援委員会がいじめの調査、認知を行い、いじめ対応等について指導、助言を行うというものです。

では、学校における22条委員会との違い、関連についてですが、学校で深刻ないじめ等が発生した場合には、学校で今回設置をするという22条委員会で対応しては対応が遅くなります。そこで、嬉野市で設置をします、いじめ問題等発生防止支援委員会で対応し、その結果については各学校の22条委員会に報告し、学校の今後の対応策等に生かしていくというふうな形になろうかというふうに考えております。

次に、スクールサポーターとの関連についてですが、現在スクールサポーターは、登下校中のサポートであるとか、教員の目が届きにくい休み時間や放課後の校内巡視などを行っていただいております。その中で、いじめなどの気になる事案があった場合には対処していただきますし、校内でいじめに関する調査委員会や対策委員会というのを開きます。その校内の教職員の対策委員会の中に入れていただき、情報共有をしたり、法的な部分を含めた指導、助言をしていただいております。つまり、学校の第三者機関としての22委員会の委員ではありませんが、校内でのいじめに対する対策委員会にかかわっていただくという形になります。

3点目に、保護者への周知についてですが、学校の第三者機関としての22委員会の設置、あるいは委員の指名等については、学校ごとに学校だより等で周知していただく必要があると考えております。学校や教育委員会にも相談窓口を設けていますが、この22委員会には、PTA役員や地域の方にも入ってもらう予定をしておりますので、いじめに関する保護者からの相談の受け皿にもなっていいただければと考えております。

また、学校ごとにいじめに関するいじめ防止基本方針、つまり、いじめ対策に関する基本的な考え方、対策の行動計画というものを作成することになります。こういったことについても、あわせて保護者にお知らせ、周知徹底を図っていく必要がありますので、各学校のほうを通じて、細かく周知の手だてをとっていく必要があるというふうに考えているところで

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

ただいまの説明でおおむね理解をいたしましたんですけども、課長からも説明があったんですけども、この条例案の中に2項目がありまして、1つ目が、いじめ防止対策に関すること。2点目が、いじめの調査及び解消、再発防止等に関することというのが大きな所掌

事務でありますけれども、その中で、いじめの定義というのは教育長からも何回かお聞きしていますけれども、文科省で決めておられるわけですが、現実的には非常に複雑になっているのが実態じゃなかろうかなと思っておるわけですね。特に、携帯とかパソコンあたりを使いながらというよその事例もありますけれども、その段階をどこで認定するのか、非常に曖昧じゃなかろうかなと私なりに思うわけですが、その調査はどうされるのか。また、発生していない段階でも調査を——これでいったら行われると思いますけれども、全生徒をどういった形で調査をなさるのかということですね。また、そのいじめの認定は誰が行うのか。この委員会のメンバーなのか、教職員さんなのか、その確認をお願いしたいということと、あと外部委員さんが数名おられますけれども、報酬と申しましょうか、謝金がないのかあるのか、確認をしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

まず、いじめの調査についてですけれども、いじめ問題に関する調査については、1つはアンケート等による調査を各学校で実施をしております。年2回から4回行います。それに加えて無記名の調査もありますし、記名で正確に実態把握を行う調査もあわせて行っております。

それとは別に、Q-Uテストというのを実施しております。その中には、学級の中で阻害されている状況とかをアンケートの中から分析するシステムがありますので、それで疎外感を抱いているとか、いじめの傾向にないかというふうな生徒をピックアップすることができます。そういうふうにしてピックアップした生徒について、教育相談などを通じて個別面談等応じて、困っていることや、いじめに遭っていないかというふうな積極的に働きかけをして調査をするというふうな、そういう実態把握の方法もっております。

3つ目には、保護者等からの相談、そういったものもございます。そういったものも受けるように、心の相談ボックスというのを各学校に設置をしております。生徒が紙に書いて、こういったことで相談をしたいというふうなこと、あるいは保護者からもそういったことについて入れていただくことが可能になるように、そういう相談ボックスというのを各学校に設置をし、管理職が開封をして確認、指導に当たるというふうなことをしております。実態調査については、今のような方法をしております。

では、認知についてはどのように行うかということですが、まず、いじめを受けている、いじめだと児童生徒が感じている、これを学校側が知った、これを確知といいます。つまり、いじめの情報があった、これはいじめではないかというものを確知としております。うちの子はいじめに遭っているかもしれないというふうな相談、これも確知です。

では、それがどういうふうな状況なのかというのを調べていく必要があります。そのために、各学校の中に調査委員会を立ち上げます。関係の生徒指導主事や担任、管理職、そういったものが入りまして、教育相談や、場合によってはアンケート調査などによってその実態を把握いたします。それによって、これがいじめに当たるのか、例えば通常——通常といいますが、通称けんかというんですかね、そういうトラブルに当たるものか、そういったものを判断し、これは明らかにいじめだというものを認知、これはいじめだというふうにして認知をするというふうにしております。この認知については、学校で組織的に対応をしたものを受けて、最終的には学校長がその責任のもとに判断をするということで対応をしております。

最後に、外部委員さんの報酬についてですけれども、今度の条例でお願いしております外部委員さんには報酬がございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、辻浩一議員。

○6番（辻 浩一君）

ただいまの説明で大体わかりました。いわゆる2つの組織の違いということで質問を出しておりましたが、その中において、今までありましたいじめ防止支援委員会よりもフットワークが軽くというふうな感じで私は受け取ったんですけれども、しかし、それは年2回の会議ということですよ。先ほどの説明の中において、教育委員会が介入して解決がつかないときにまたお願いするというふうな説明だったように私は受け取ったんですけれども、場合によっては早目に地元の方というんですかね、PTAの方が介入したほうが解決が早い場合もあるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺の距離感というのはどういうふうにご考えておられますか。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

お答えをいたします。非常に重大な事案であるとか、深刻ないじめであるとかについては、学校の22条委員会ではなくて、市のいじめ問題等発生防止支援委員会、つまり28条委員会にということをお説明いたしました。つまり、それだけ重大な事案ということですので、判断についても非常に詳細に調査をし、慎重に対応をしていく必要があるかと思っております。そういった面では、より専門性の高い人たちを委員として迎えているいじめ問題等発生防止支援委員会のほうが、より対応が的確にできるのではないかと考えているところです。ただ、その結果については、地域の方、保護者を含めた22条委員会にも報告をして、学校の改善策により生かしていくことが必要だと考えますので、そういった方向で考えております。

ただ、いじめの解決に向けた対応のスピードという点では、22条委員会ではちょっと厳しいのではないかとこのように考えておりますので、今申し上げましたように、市の教育委員会も含めて対応をしていく、そういうシステムをつくるには、28条委員会と市教委との連動によって対応をしていくのが適切だというふうに考えております。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、梶原睦也議員。

○13番（梶原睦也君）

今の説明で大まかなことはわかったんですけども、これは、いじめが発生したときに招集するという事なのか、定期的に招集するという事なのか。その防止策という部分でのこの会合があり得るのかどうか。この点と、若干質問しづらいことなんですけれども、このいじめというのが生徒間のいじめということで通常捉えられるんですけども、これが体罰との絡みもあるかもしれませんけれども、先生の、教師のいじめという部分のところの対応というのは過去にあったかなかったかそういうことはちょっと置いて、そういう意味じゃなくて、そういった幅広い教師のいじめ、非常に言いにくい部分ではあるんですけども、今後そういう部分での対応という部分はここでされるのか、この点についてお伺いします。

それともう1つ、外部委員の選定については実際誰が行うのか、この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

お答えをいたします。いじめ問題が発生したときに22条委員会は開催するのということですが、現時点では、年2回の定例委員会を想定しております。通常がいじめ問題等の発生については学校内での対策委員会、調査委員会を開いて確知、認知をし、結果については教育委員会に報告が上がってくるようになりますので、それで検証をし、指導をしていきます。

それで、なおかつ重篤などいいますか、深刻な場合には28条委員会にかけていく形になります。ですから、通常の学校での発生等に直接22条委員会が深くかかわっていただくというものではございません。

次に防止策についてですが、先ほど、各学校ごとにいじめ防止基本方針を作成するという事を申し上げました。その中では、いじめに関する対応策、つまりいじめが起こったときにどのように対応するのかという対応策といじめ防止策、これを必ず盛り込みます。つまり、いじめを起こさないためにどのような取り組みを行うのかというのを具体的な行動計画として示していくことになります。

3点目に、生徒間のみがいじめ問題かと、教師は含まないのかということですが、いじめ

ということの定義は、あくまでも児童生徒がいじめと感じる、そこが出発点です。ですから、教師であろうが生徒だろうが、それは問いません。ただ、児童生徒への体罰問題、いじめ問題については、教職員の服務規律と深くかかわってくる事項であります。ですから、早急かつ厳正に対応する必要があるというふうに考えます。ですから、こういった事案については教育委員会が厳正に調査、指導をいたします。その結果については、22条委員会、28条委員会に報告をし、さらに改善策を図っていくと。また、教職員にかかわるいじめ、体罰等については、状況によっては県のほうに具体的に報告をしていくと、そういう教職員の指導に関することにかかわりますので、そういうふうな対応になります。

最後に委員の選定の方法についてですけれども、具体的には、外部委員さんについては学校長が推薦をし、教育委員会で審議をして委嘱をする形になります。その場合に、外部委員の中にはスクールカウンセラーとかP T A役員、学校運営協議会委員、そのほかの委員というのがあります。そのほかの委員というの中には、例えばですけれども、民生児童委員さんであるとか、地域コミュニティの役員さんであるとか、保護司さんであるとか、養護施設の役員さんであるとか、そういう地域の特性に応じた方々が入っていただく必要があるかと思えます。それは、学校長が推薦し教育委員会が委嘱をしますが、場合によっては、学校に対してこういった方を入れたほうがいいんじゃないですかというようなことを教育委員会のほうで意見を述べることも考えているところです。このようにして、組織をよりよいものにしていく必要があるというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

わかりました。最初におっしゃった、子どもがいじめと感じたらそれがいじめという規定ということでもう一回確認させていただきます。実際例えば、具体的に子どもがいじめを受けたと言った場合に、まず、先生のほうにうちの子どもがいじめを受けましたというところからスタートするというふうに考えていいんでしょうか。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

今おっしゃったことが、つまり確知に当たります。保護者や児童からのそういう訴え、あるいは積極的に実態調査をして、アンケート等で子どもたち、あるいは保護者からいじめを受けているかもしれない、あるいはいじめを受けている、そういう声を拾ってそれについて実態調査をし、いじめかどうかの認知をしていくという形になります。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

今、内容的には大体理解したんですけど、以前、いじめ問題等発生防止支援委員会ができましたよね。今回このいじめ防止対策委員会、こちらを先につくるべきじゃなかったんですか。今、こちらが早急に対応できるというお話でしたので、順序というたらおかしいでしょうけど、これがあつたら前のやつは要らないんじゃないんですか、それは目的が違うかもわかりませんがね。その辺はどう考えられますか。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

まずこの法自体ができたのが、大津の事件を受けまして、こういうことに対して早急に対応する、あるいは第三者的に判断をする、そういう期間が必要だという認識のもとに今回の法整備ができました。それが25年9月です。ですが嬉野市は、そのことは必要性は非常に感じておりましたので、この法ができる1年前に取り組みを始めました。1年前に条例の制定をさせていただいたところです。議員おっしゃるとり、各学校においても、そういう第三者機関的なものが必要だということで、さらに今回の法でそういったところまで広げてより充実したものにしていく趣旨がある、必要があるということでこういうふうになってきたところですので、市としてはその必要性を十分認識しておりますので、まず初めに、嬉野市全体での取り組みとしていけるように28条委員会、そこから先に取り組みを始めたというところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

この委員会の構成委員なんかを見ておりますと、学校運営協議会、PTA役員とか、学校にはコミュニティスクールの外部の方も結構現在かかわっておられますよね。そういうところでわざわざこういう委員会をつくらなくても、学校は学校で今対応をされているでしょうから、また外部からの方もいろんな形で学校に今かかわっておられますので、そういうところで対応をされたらいいんじゃないですか。こういう条例をつくって別の委員会を——同じような内容の方が集まるわけでしょう。スクールカウンセラー、PTA役員、学校運営協議会委員、この方たちは、日ごろから学校には十分かかわっておられると思うんですよ。だからその方たちに、日ごろからこういう内容まで含めて一緒に相談をされたらいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

学校運営にかかわるさまざまな課題、あるいは取り組みの内容については、議員おっしゃるとおり学校運営協議会等で情報提供をし、また審議をしていただくということになります。ただ、今回いじめ問題については、それをより深く理解をし、また専門的といいますか、より広い方から意見をいただいて対策を講じていくという法の趣旨、それを受けて制定をするものでありますから、学校運営協議会委員の中には当然入っていないスクールカウンセラーであったりとか、あるいは地域の保護司さんであったりとか、学校運営協議会の委員の中には入っていない方もこの22条委員会には構成員として入っております。そういったところから若干——若干といいますか内容的なものからも含めて、そういう専門的なものもありますので、構成委員が重なる部分もありますけれども、今言ったような委員については違ってきているというところがございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（江口常雄君）

その委員会を置く、置かないということは、このいじめ対策推進法の中で置くものとするというふうに規定があるわけですよ。ですから、各自治体はこういう形で設置をしなければいけないということになっておりますので、そこのあたりは十分御理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

それについて28条委員会は、必ずこれも市町の各委員会に置かなくちゃならないわけですね。ですから、義務です。ですから、その件でいきますと、嬉野市は津市の対応を受けて早くつくったわけですので、いわゆるこれで28条委員会は対応できるということですので。義務化になっているので、設置をしているということです。

○議長（田口好秋君）

山口議員、よろしいですか。

○7番（山口忠孝君）

はい。

○議長（田口好秋君）

これで、議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号 嬉野市社会文化会館条例についての質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

それでは、議案第7条 嬉野市社会文化会館条例につきまして、その条文の中に、その制定時に指定管理者への移行の条文が入っておりますけれども、この内容を説明をお願いします。

○議長（田口好秋君）

企画部長。

○企画部長（小野彰一君）

お答えいたします。指定管理者へ移行する条文を制定時に入れた必要性ということですが、この必要性につきましては、市の公共施設におきましては、既にある施設を含めまして、指定管理者制度を導入することを行財政改革の6つの柱の1項目として入れているところもあります。そのことを踏まえまして、今回の新設の施設ではありますが、指定管理者制度の条文も入れさせているところであります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

それは私なりに理解はするんですけれども、さきに指定管理者に持っていったシーボルトの湯につきましても、ならしと申しましょか、1年ちょっと経過をしながら、状況を見ながら指定管理者へ移行した形になっております。そういった点で、まだこの社会文化会館が今からという段階で、セットで条例化へ——指定管理の設定はまだでしょうけれども、それをみなしでしながら条例化していかれるのは、私はどうかなと思っておるわけです。ですので1番目に聞いたんですけれども、そういった中で、市が直接1年以上の運用をしながら、状況を見ながら指定管理者へ持っていく形に条例化すべきじゃないかと私なりに思うんですけれども、その部分を確認したわけです。そうであるならば、指定管理者への移行は、いつぐらいをめどに移行する予定であられるのか、その指定管理者の選定はどのような形で行われるのか、お尋ねをします。

○議長（田口好秋君）

企画部長。

○企画部長（小野彰一君）

お答えします。指定管理者への移行はいつをめどにするかということですが、まずは実際、今年度の中でオープンするわけでございますので、今年度は、必ずしも指定管理者制度を導入するということは実際できないというふうに感じております。早くても27年

度以降ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

また、その指定管理者の選定につきましては、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例及び規則、また、嬉野市指定管理者選定委員会規則に基づきまして選定をし、議会の議決をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

部長の答弁にありました、平成27年度以降に指定管理に持っていきたいということでありますので、1年以上タイムラグがあるわけですので、要するにその前にこの社会文化会館をオープンして1年、ある程度経過をしながら、状況を見ながら、そこで指定管理の条例化をしてはいかがかと思いますが、それについてはいかがでしょうか、今後切り離すということで。

○議長（田口好秋君）

企画部長。

○企画部長（小野彰一君）

お答えします。先ほど、最初の答弁にも答弁しましたけれども、この指定管理者へ移行することがまずもってじゃないですけども、この公の施設につきましては、市の財政状況等を見ながら民間委託並びに指定管理者制度の導入を図るという行財政改革の柱がございますので、当初から指定管理者制度を導入する旨の条文を入れたところでございます。その条文を入れたことによりまして、また議会のほうで一部改正の条例を提出することなくスムーズな移行ができるものというふうに考えております。

以上です。（「よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

それでは、社会文化会館の使用料金についてお伺いしたいと思います。

この使用料金につきましては、隣接する施設の状況を把握しながら恐らく設定されたと思えますけど、料金そのものには、別に何も私は言うことはありませんけど、その項目の中の文化ホールにしましても、その他の利用、要するにその他というのはどういうものを指すのでしょうか。

そしてまた、大体この社会文化会館を使用するに当たり、歌謡ショー、あるいは営利目的のそういうコンサートとか、そういうとはしてはならないというふうなことを聞いておりましたが、議案書の19ページの4番の項に、「利用者が本館の利用において入場料又はこれに

類するものを徴収する場合は、この表による使用料に20割の額を加算する。」と。この中で、これは利用してもいいというふうなことは書いてありますが、もしその収入の一部を社会福祉協議会、あるいは学校、そういう福祉、そういうふうに売り上げの一部を寄附した場合はどうなるのか、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

企画部長。

○企画部長（小野彰一君）

お答えします。社会文化会館の使用料金の別表、議案の19ページにあります別表のほうで、文化ホールから会議室まで、その他の利用という項目を掲げております。このその他の利用につきましては、実際に文化ホール等々におきまして、第一義に文化・体育のために使用するものが通常料金という認識のもとに、その他の利用につきましては目的外利用、先ほど議員のほうからのお話もありました営利目的、また宣伝をするための利用がここのその他の利用として設定をした考え方でございます。通常の利用よりも3倍の額を設定させていただいております。

また、先ほどもございましたコンサート等におきましても、一部営利目的という考え方はございますが、その中の売り上げで寄附をされるというようなことは、この利用料金の中では見ていないということで、その他の利用になれば通常よりも3倍の料金を払っていただくというふうになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

そしたら、入場料を取るに当たっては、この料金で設定をして20割とか30割をもらうということになるわけでしょう。例えば、青少年育成の佐賀県大会をやるとか、極端な言い方をしますと和太鼓コンクールをやるとか、そういうことに利用した場合も、このその他の項に入るわけですか。あくまでも青少年育成にかかわるそういうコンクールみたいなことであってもかかりますか。

○議長（田口好秋君）

企画部長。

○企画部長（小野彰一君）

お答えします。そういう——そういうと言うと語弊がありますがけれども、規則のほうで、今、議員がおっしゃった社会教育関係の団体につきましては5割減額するという条項を入れております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

わかりました。よろしくをお願いします。

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

次に入ります前に一言申し上げますけれども、実は先般、一般質問で御提案申し上げましたクラウドファンディングの件につきましては、武雄市において来月、あるいは再来月のうちに早速取り組まれるというふうな情報がきのう入りましたので、嬉野市においても、できるだけ速やかな形でこういう施策の展開というものをさせていただきたいということをもつて要望をしておきたいと思います。

それで、今、田中平一郎議員のほうからそれぞれ質問をされましたので、ある程度わかったところでありまして、ただ、どうしてもよくわからないのが、19ページの3番のところ、市外居住者が、「占有利用する場合は、この表に定める使用料の3割増の額」ということになっていますね。その中で6番で、「宣伝又は営利を目的とする場合は、この表による使用料に20割」、あるいは30割というそこら辺の意味合いがよくわからないんですよ。だから30%増した後に、そしてこれが20割、30割になってくるのかというところが、どうもよく理解できないんですけれども、そこら辺のところをもう一度説明してもらえますか。

そしてもう1つは、その他の利用というのが目的外使用ということで、今、部長申されましたけれども、じゃ、その他の利用でも宣伝または営利目的とする場合と、もう1つは、またその他の使用というのがあるのかどうかと、そこら辺のすみ分けというのが——もう一括してその他の利用ということでされるのかと。その他の利用の中に、営利、そして宣伝を目的としない場合もあるというふうに私は認識をするんですよ。

○議長（田口好秋君）

企画部長。

○企画部長（小野彰一君）

お答えします。前段の19ページの備考の欄の3項目めと6項目めの違いということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）あくまでも3項目めにつきましては、それぞれの「文化・体育のための利用」という目的の利用におきまして、市外居住者の方が利用された場合は3割増しですよという項目でございます。（「目的のためが」と呼ぶ者あり）「文化・体育のための利用」に当たっては、市外居住者については3割増しの料金をいただきますという項目でございます。

6項目めの「宣伝又は営利を目的とする場合」、これは、営利を目的とするものにつつま

しても、例えば入場料をたくさんいただくコンサートとか、会場使用料に見合ったような入場料をいただくコンサートとか多々あると思いますけれども、本来の目的を外したような宣伝、営利、これにつきましては、市外の方は30割ということで設定します。（「その他の利用を……」と呼ぶ者あり）その他の利用という考え方もございますが、この社会文化会館だけじゃなくて、市の体育館、公会堂においても、その他といたしますかそういう理由が挙がっていますけれども、一概的にはこの区分のとおり徴収をしていくということでもあります。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

じゃ、最初の分なんですけれども、3番については目的のための使用料と、そして6番については目的外使用ということで理解をしていいわけですね。私は、ここら辺のところがよく理解できなくて、30%増しの3割増かなというこの文言で見たわけなんです。だからそこら辺のところ、今説明を受けてわかりましたけれども——それともう1つは、それは今、この説明欄に体育館その他の利用、3番については現行体育館が体育のための利用の3倍という根拠ということで示してありますのでそれはわかりますけれども、この例規集、いろんなものを見ていてもそういうふうになっております。ただ私は、先ほど申しましたように、その他の利用ということで、営利販売を目的とする場合と、それ以外の分があるんじゃないかなと、切り離してよ。そこら辺のところは、今後についてはやはりもう少し細かく分けたほうがいいんじゃないかなと。ひっくるめて、営利販売を目的としない場合についても、全部営利目的を一緒とするというんじゃないかと、私はその他の利用というのが出てくるんじゃないかなという気がいたしますけれども、そこら辺のところはいかがお考えですか。

○議長（田口好秋君）

企画部長。

○企画部長（小野彰一君）

お答えします。議員御提案というか、御発言のとおりその他の利用が出てくると。実際、今、市内の施設を見ましても、そういう利用があっているという認識を持っていますので、今後はそのところも含め今後——まず、次に消費税の改正が出てくると。その時点でも検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

修正のことはこの次に言おう思ったけど今おっしゃいましたので、いいです。ぜひそこら辺のところを、もうちょっと市民目線に立った立場の中で細かくできる分については細かく

していくという料金体系をぜひ検討していただきたいということだけを要望しておきます。
答弁要りません。

○議長（田口好秋君）

これで、議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号 嬉野市障がい福祉計画策定委員会条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。梶原睦也議員。

○13番（梶原睦也君）

今回、第4期の福祉計画策定委員会だと思うんですけども、今回の策定委員会で策定された計画に従って次年度の27年、28年、29年度が進むと捉えていいのか。

もう1つは、策定委員会については開催計画はどのようになっているのか。まず、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。この計画は、障害者総合支援法に基づく自立支援サービス、地域生活支援事業等の提供体制の確保に対する目標とか、各種類ごとの必要な量などを策定する計画でございます。

まずはニーズ調査等を行いまして、このニーズに基づきましてどのようなサービスが提供できるか、量が必要なのかというのを計画的に策定するわけですけども、この策定によりまして、議員おっしゃるとおり27、28、29年度に係る福祉サービスの量が策定されますので、結果的には福祉サービス推進に十分寄与するものというふうに考えております。

それから、策定委員会の開催でございますけれども、26年度内に大体3回程度を今考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、今回第4期の策定計画なんですけれども、今回の第4期についての策定計画のポイントというか、何か今までと大きく変わった点というのがあるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。変わった点というのは特段ございませんけれども、これあくまでも

サービスの量、種類ですね。前回の計画時よりまた新たな種類のサービスが考えられるかもしれませんが、こういうのを検討する委員会というふうになりますので、この中で出てくるかと思えます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

じゃ、最後になるんですけども、そしたらこれまで第3期までした部分で、いろいろな改正というかサービスの不足分とかというのが、この第4期でこの部分は改善しないといけないという部分が出てくると思うんですけど、そういった中で、先日私が一般質問をさせていただいた中で、地域包括ケアシステムという今後の国の流れとして、この部分の、あるいは高齢者の部分をこの前質問したんですけども、全体的な流れの中でこういった障がい者の部分というのも含まれてくると思うんですよ。そういう中で、この策定委員のメンバーを見させていただいたときに、あるかもしれないんですけども、今後医療関係者とか介護関係者の部分というのが、そういった専門知識をもった方もやっぱり一緒にここに入って連携しながらこの計画を進めていかないといけないんじゃないかと思うんですけど、その点についてどのようになっているのか、最後ですけどお伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。第3条におきまして組織ということで挙げておりますが、福祉団体、あるいは関連業務に従事する人とか、ここで7項目について挙げておりますが、この条例制定後、直ちに組織の選定に入りたいというふうに考えております。その中では、もう十分この障がい者対策について識見のある方を選ばせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで、議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号 嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。梶原睦也議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、まず2点について質問をさせていただきます。

この条例の中にあります、避難行動要支援者と災害時要援護者の違い。

また、この改正によって、名簿提供の範囲が今までよりも広がったのかどうか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（神近 博君）

お答えをいたします。第1点目の、避難行動要支援者と災害時要援護者の違いはという御質問でございます。お答え申し上げます。

さきの東日本大震災の教訓を踏まえまして、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実行性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけられたところでございます。

平常時におきましては、要支援者からの同意を得まして、消防機関とか民生委員さん等の避難支援関係者に情報提供をできること。そして、災害時におきましては、本人の同意の有無にかかわらず、避難支援者等関係者に名簿情報を提供できるようになりました。

そこで、災害対策基本法でございますけれども、この中の第49条の11の第2項に、名簿情報の利用及び提供の項目が新設されたところでございます。その内容を御説明申し上げますと、市町村長は、市町村の地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、それと自主防災組織などの関係者に対しまして、名簿情報を提供するものとするとなっております。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意がどうしても得られないという場合につきましてはこの限りでないと規定されておりますとおおり、名簿提供が可能となったところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

今まで、民生委員さんレベルでも情報がおりていないというような状況だったんですけど、今回のこの改正によってそこら辺が改善されると捉えていいのか。

それと、その対象者が高齢者の1人世帯という部分もこの部分に入ってくるのかどうか、この点について。

それと、今後そういった名簿の作成に当たって、同意を得られない方はその限りではないということでありましたけれども、そこら辺についての今後の名簿の掌握、ここら辺については現実的にどういう形でされるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（神近 博君）

お答えをいたします。従来の名簿が平成21年に作成をいたしましたわけですが、そのときには、個人情報保護に対する法的な効力がございませんで、外部への情報提供はできない状況でございました。しかし、先ほど御答弁申し上げましたとおり今回の改正によりまして、市の防災計画なんかで定めた関係者、消防機関とかそういった方への名簿提供が可能となったところでございます。

ちょっと私難聴で耳が聞こえづらいので、もう一回質問をお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「いいです、2回目の質問」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

はい、梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

名簿を民生委員の方まで提供できるようになったと、消防団とかは先ほど質問はしていないのでそれはいいですが、そういった中で今後、この名簿の掌握についてのスケジュール的な部分についてはどうですかという質問です。

○議長（田口好秋君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（神近 博君）

大変失礼をいたしました、お答え申し上げます。26年度の4月以降のスケジュールについてお答えをいたします。

4月以降、対象となられる要支援者の方々の把握を行います。それに伴いまして、順次、同意の確認作業を行うわけでございますが、その同意をされる方がどのくらいになられるかというのは今のところはお答えできません。その後、時期的にはいつになるかもわかりませんが、9月か10月ごろ、災害時避難支援プラン、これは個別計画といいますけど、その作成を、私ども市と民生委員さんとかの協力を得ながら行っていく計画でございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

非常に大事なものは、そういった名簿をつくって今どこにこういう方がいらっしゃるというのを関係機関が持っておくというのが非常に大事なことじゃないかなと思うんですよね。そういった意味で、同意されない方——もちろん個人情報保護法があるんですけれども、この個人情報保護法についても、結局命に及ぶような危険がある場合はそれを除くというところがあると思うんですけど、そういったことで、やっぱり関係機関に関しては同意を得られない方——幅広く情報を流すという意味ではなくて、いざというときにすぐ対応できるようなそういう情報の共有というのはしっかりしておいていただきたいということを要望して終わ

ります。

○議長（田口好秋君）

これで、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号 嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第11号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、西村信夫議員。

○16番（西村信夫君）

議案第11号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてということで、大きく分けてこの条例には2つ、給与の問題と、それから災害派遣手当の問題が条例改正に出ておりますけど、その分を分けて質問をさせていただきたいと思います。

まず、55歳に達する職員に関する昇給に関してですけれども、提案の中では、「勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行う」ということで大幅に改正になるわけですけれども、まず1点目ですけれども、55歳以上の職員は、26年4月1日付で何人対象になれるのか。そしてまた、先ほど申し上げました勤務成績が極めて良好であるというようなことは、どのようなもので判断をされるのか、まず最初にこの問題を質問いたします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えいたします。この条例が適用になるのが27年1月1日からになりますので、そのときの55歳以上の職員でお答えしたいと思います。

見込みとしましては、38の方が該当するということになると思います。昇給額が、平均すると1,100円ということになりますので、年間で66万6,710円程度、66万7,000円ぐらいの影響が出てくると思います。

次に、勤務成績ということですが、今の条例では通常で4号昇給するところ、55歳以上については2号昇給にとどめた抑制措置を現在でも設けているわけですけれども、今後、改正条例はさらにその2号について、55歳を超えた職員については、通常の評価では全く昇給しないという抑制になります。条例上記載をしております「極めて良好」、これについては2号、「特に良好」は1号、「良好」以下については昇給がないということになってまいります。ただいま嬉野市におきましては人事評価制度を設けておりますので、能力評価と、それから業績評価により決定をしていくということになると思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

先ほどの説明では、人事評価に基づいて「特に良好な人」、そしてまた「良好な人」というようなことを言われましたけれども、これは誰が人事評価をして、55歳以上の人の評価をするのか。この人事評価の現状はお尋ねをしたいと思います。

そしてもう1点ですけれども、今回、こういうふうに取り扱いになった場合、55歳以上、誰でも若い人も到達するわけですから、非常に職員の勤労意欲をなくすんじゃないかということも考えられますので、その点、2点目にお尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをいたします。現行、課長以下の職員については課長と部長が。それから、課長につきましては部長と副市長が評価をしております。

現在、点数も評価点というのも出しておりますけれども、現行では、良好という範囲を設定しておりますけれども、その範囲の中におさまっているということで、「極めて良好」とか「特に良好」とかいう評価は、現在のところはしておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

人事評価において、「極めて良好」そしてまた「良好」ということをどこで線を引くのかということが、この条例改正に対して非常に重要な問題だと思いますけれども、そういった意味で、今後、部長は課長、課長はその部下の人を評価されますけれども、現在の評価の極めて良好というものは、対象者は、今評価すれば何人ぐらいいらっしゃるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

そして、先ほど1点質問をしましたけれども、今回こういうふうな取り扱いの中で、職員の勤労意欲をなくすんじゃないかということを質問しましたけれども、そのあたりまで答弁を求めたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えします。24年度の人事評価の数を持ってきておりますので、その数で御報告させていただきます。

対象者が199人で、被評価者が187人。12人の方については病休等によって評価をしていないという状況でございます。

今回、例えば勤労意欲をなくすんじゃないかというお尋ねでございますけれども、確かに、55歳に達した職員については、極端に言いますともう昇給しないということも出てくるわけですので、その辺は、私としては危惧をしているところです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

もう3回したですね。（「はい」と呼ぶ者あり）次、じゃ第15条ね。西村議員。

○16番（西村信夫君）

西村です。それでは第15条の2、災害派遣手当等について質問をいたします。

この災害派遣等手当につきましては、今回初めて条例制定なんですけれども、これは、嬉野市が災害に遭って、どれくらいの規模で災害があった場合この派遣要請をされるのか、まずその点をお尋ねしたいと思います。

そしてあわせて、この第15条の2の一番下の4ですけれども、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額、これは規則で定めるというふうなことがありますけれども、どのくらいの定めがされるのか、その点をお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをいたします。災害派遣を受ける被害の程度ということでございますけれども、これは、今までは災害の復旧のためにお手伝いに来ていただくというようなことまでであったというふうに思っておりますけれども、今度の改正によりまして、例えば通常業務で不足が生じるという場合、通常の業務についても派遣をお願いすることはできるというふうに理解をしております。

その支給額についてでございますけれども、これは、平成25年8月19日付の内閣告示第204号というもので決定をされておりました、その額について規則で書くということになります。それによりますと、公用の施設ですと30日を超えた分につきましては、1日につき3,970円。その他の施設につきましては、30日以内が6,620円、30日を超え60日以内の期間については5,870円、60日を超える期間については5,140円というふうになっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

それぞれ額のほうまで示していただきましたけれども、この災害の規模に対して派遣、要

請するわけですが、これは、基本的な考え方の基準があるのかどうか。そしてまた、市長が県のほうに、県のほうが上のほうにというふうな段階になるかと思えますけれども、そのあたりの基本的な考えが示してあればお尋ねをしたいと思います。

またあわせて、今回、そのほかの施設で30日以内宿泊された場合は6,620円というふうなことです。これが30日を超え60日以内という部分については、60日を計算して5,870円で35万2,200円になるわけですね。この部分については、災害派遣手当の所得税の取り扱いについてどのようになるのか、その点をお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

最後の質問からお答えさせていただきます。災害派遣手当につきましては、国税庁の通達によりまして非課税の取り扱いになるというふうに聞いております。

それから、災害の程度について決まった程度というのがあるのかという御質問ですが、これは各市町によって変わってくると思えますけれども、現有勢力の中でできない場合については派遣を申請したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

職員給与に関する条例、今、西村議員のほうから質問がありましたけれども、まず最初に確認をしたいわけなんですけれども、先ほどの課長の答弁ですと、現在の職員の人事評価に関する規定の中においては、「良好」、あるいはまた「極めて良好」という項目はないというふうな答弁をされましたけれども、それだけをまず最初に確認をしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

「極めて良好」、「特に良好」という部分については、評価を当てはめてはおりません。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

じゃ今回、この条例が仮に議決をした場合については、今後について、そこら辺の項目を設けていかれるのか。それが1点と、そしてもう1つは、この人事評価に関する規則の中で、被評価者、評価者がありますけれども、55歳以上となったときには、評価者になる方が結構いらっしゃるんですよね。だから、そこら辺のところを、じゃ最終的にそれを除くとなると、

これ全部恐らく副市長になってくると思うんですよ、評価する者が。今のそれぞれの立場を見たときにですね。そこら辺が、果たしてできるのかどうかと。最終的にそういうことになると、先に申しましたように副市長だけの考えでもって「良好」、「極めて良好」という形になると。今のこの規定で見れば、恐らくそういう形になると思うんですよ。そこら辺のことについてはどうお考えになっているのか。私はこの人事評価の規定を見たときに、本当におかしいと思ったんですよ、いかがですか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

先ほどの議員の御発言のとおり、非常に難しいと思います。これにつきましては、ほかの市町も人事評価制度を入れておりまして、どういった運用をされるかというのを研究したいというふうに思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

「研究したい」と言われると、その次の質問が非常にやりにくくなりますので、来年の1月1日施行ですので、それまでじっくり検討をしていただきたい。そして、ある程度わかった段階で、個人的にでもいいですから、御説明をいただきたいと思います。それをもとにして、またいずれどこかの機会に質問をしたいと思いますので。終わります。

○議長（田口好秋君）

総務部長。

○総務部長（筒井 保君）

先ほど総務課長が申しましたように、確かに「極めて良好」、「良好」な、現在のところいませんけれども、今回、勤務評定を設けたというのは、やはり職員の意識の高揚を図るため、あるいはそういう意識を持って仕事をしていただくという環境整備を図るために、今回こういう勤務評定というのを設けたわけでございますので、そこら辺のところも御理解をいただければなというふうに思っているところでございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

議長、そういう答弁が出るとちょっと——もうそれ以上深く言いませんけれども、そういう答弁をなさると、結局これから始める——この今の答弁は、今のこの条例とはちょっと僕は離れて考えなきゃならないというふうに思うわけですよ、それ意識の問題ですから、今、

部長がおっしゃったのは。でもこれはあくまでも条例です。条例のことと意識の問題はまた別問題なわけですよ。だから、そこら辺のところは少し切り離して考えてください。終わります。

○議長（田口好秋君）

これで、議案第11号の質疑を終わります。

質疑の途中ですが、ここで15時20分まで休憩をいたします。

午後 3 時10分 休憩

午後 3 時20分 再開

○議長（田口好秋君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案質疑を行います。

議案第12号 嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第13号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

じゃ、嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのまず改正理由をわかりやすく説明をいただきたいということと、今、現状の置かれています状況もあわせて質問いたします。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（中野哲也君）

お答えいたします。

改正理由並びに現状ということでございます。

まず、現状と改正理由、重なる部分がございますので、一括したお話になるかと思いますが、まず全国的なものとしたしましては、少子・高齢化によりまして医療にかかわらず年金、医療、介護といった社会保障分野が財政的に大変問題を抱えている状況でございます。そういう中で、当市の国保の財政状況はと申しますと、1人当たりの医療費が平成20年度で35万631円であったものが平成24年度では40万7,992円と5年間で16.4%上昇をしております。こういった中で単年度の実質的な収支も赤字の状態が続いておりまして、平成24年度決算で2億4,000万強の累積赤字を抱えるに至っております。こういった国保財政状況の中で、国のほうでは社会保障と税の一体改革等の中で国保の財政運営につきまして、平成29年度をめどに県で財政運営の統一を行うということが決まっております。それまでに嬉野市の国保の財

政の赤字を何とかしておく必要がございます。県下統一になったときの財政赤字については各保険者で責任を持って処理してくるよとということが決まっております。それで累積赤字もある中、また、単年度の医療費の収支の好転が現状のままでは見込めないものがございます。それで、1つは単年度収支について何とか黒字化を図りたいということで、経済情勢等を考えますと大変厳しい判断ではありますけれども、運営協議会のほうにお諮りをしまして税の改定もやむなしというふうなことで、今回の改正案の提出に至っております。

それと、税の改定率とはちょっとまた話し変わりますけれども、国の状況の中、ほかの自治体ですね、県下の自治体も含めまして税の改定だけによらず、一般会計からの補填も多くの自治体で行われていることもございまして、それあたりも含めまして、29年度までにある一定のめどをつける必要があるということで税率の改正をお願いし、また、一般会計からの繰り入れも検討しながらお願いをいたしたところでございます。平成23年度にも一度改定をお願いした経緯がございますけれども、平成20年度から医療費制度が大きく変わっておりまして、平成20年度からの制度的な清算というのが平成22年度に一旦行われておりまして、そのあたりで前期高齢者交付金とか、そういった金額が大きく変動した経緯がございまして、23年度の折には最終、その当時はまだ民主党政権で27年度に後期高齢者が国保に戻ってくるとか、そういったまた別の制度改正が話題にのぼっていた時代でありましたけれども、最終的な黒字化まで見通せる税率改正ではなかったということで、今回はその29年度のゴールといたしますか、そういったところを見据えた改正をお願いしているという状況でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

さきに質問を聞いて、またきょうも同じことをお聞きしましたので、概略承知はするんですけども、今のやっぱり市民のいろんな面での消費動向を含めて、今回また料率アップということになりましたら、ちょっと厳しい状況にあるんじゃないかと思うわけですね。そういった中で、国の流れを受けながら県単位で平成29年を見合せながら県下一斉にならしをするということで、一応今の赤字を黒字に転換をしないとイケないということが大きな一つの責任として、管理監督である嬉野市がそうであるんでしょうけれども、その中で一つのならしの中ですけれども、各市、町については市民もしくは町民の保険料の負担額というのは全体の黒字になったにしても負担額というのは実態としてはもうでこぼこがあるわけですね。それはやっぱり収支をゼロに、とんとんに持っていくということでありましたら市、町の財政状況によって人口比率によって、もしくは逆にすると高齢者の率によって、いろいろ違いがあるでしょうからでこぼこはあると思うんですが、それについては県は、その先は国でしようけれども、それについては何も指導はないんですか、違いがあってもいいんでしょうか。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（中野哲也君）

お答えいたします。

医療環境の違いで各保険者、市、町で1人当たりの医療費にはかなり高低差がございます。したがって、高いところは当然負担が多く求められるというふうなことでございますので、でこぼこは当然発生をしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

今、現状の中でですけれども、少子・高齢化というのは全国でどこでも同じような形態です。実態としてわかりはしますけれども、嬉野市、本市におきましてですけれども、要するに生産人口の納税義務者の減少とともに高齢化、これはいいことでしょうけれども、しかし、それに伴って医療費もついてくるわけですね。そういった点で全体の割合の中でどちらが比重が大きいのか、23年度に料率アップして、さらに今回またアップしないと収支が改善できないという中でですけれども、納税義務者の割合が大分減ってはいるんでしょうけれども、割合として高齢者の受給される方がふえているのか。

と同時に、もう3問しかできませんから、納税義務者の中で滞納をなさる方がどのくらいの割合でられるのか、さらに突っ込んでいけば滞納であるけれども、仕方なしに、専門的に言いますと認定証明者というんですか、証明書というんですか、もしくは資格証明というんですかね、そういった方がどのくらいの割合でられるのか、重ねて、まとめてお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（中野哲也君）

さきにお渡ししております嬉野市国民健康保険税率改正についてという資料、14ページのほうに被保険者の加入率、あと世帯の加入率というふうな表を掲示させていただいております。加入者数が減少をしております。同じく加入率も下がっておりますので、これは人口減と後期高齢者への異動になりますので、人は少なくなっていく。世帯のほうも同じく国保世帯から後期高齢者世帯に移るほうが新しく生まれる方よりも多いわけですので、当然、世帯も人も少なくなっていますので、そういった中で、医療費は若干、これも同じく16ページのほうに医療費の伸び率というふうなことも表示しております。これが伸びるというのは、やはり高齢化が進んでいるというふうな判断が1つあります。それともう1つ

は、医療の中身についても高度化、例えば、かなりいい検査がどこの病院でも簡便にできるようになったとか、そういった医療の高度化も反映はすると思いますけれども、人が減った中において医療費が伸びるというのはやはり高齢化をしているという判断ができるものと思います。

それと、滞納者の状況の中で資格証というふうなお話がありまして、資料をここに探せば出てくるんですけども、ちょっと今すぐさっと出せない状況で申しわけないですけども、後ほど（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）はい（発言する者あり）国保会計で今現在、新年度に向けて資格証の発行準備もちょっとしておりますけれども、そういった中では数十世帯が資格証の対象者になるものと現在そういう状況でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、梶原睦也議員。

○13番（梶原睦也君）

まず、最初にこの中に特定世帯と特定継続世帯とありますけど、この中にちょっと簡単に、簡単というか書いてはあるんですけど、実際どういったものかわかりやすく説明が欲しいという部分と、続いて今回の増額、増税条例を定めるに当たりまして、23年度のときは、私これ反対させていただいたんですけども、今回、本当に高度医療で医療費が大きくふえていくとか、それから、高齢者の医療部分がかなりふえていくかという部分で理解するところがありますが、そういった中で、今後の医療費の抑制についてどういった議論をされたのか、また、先ほど山下議員のほうからありましたように、今回、消費増税と重なるわけですが、そういった中で、今現在も滞納はあるんですけども、そういう部分についてさらにふえることが予測できると思うんですけど、そこら辺についての対応、それはどういったことをされるのか、また、今回の増税をするにあたり市民への説明がもっと必要だったんじゃないかなと、そういう部分についてどういうふうに思われるのか、また、この条例が通った後に、きちっとした説明をやっぱりその部分も必要だと思っております。

あと最後に、今回、嬉野市がこの増税をしたら周辺自治体から比べたら相当上位の税率になるわけですが、今後、周辺自治体がまた上げてくるというふうな、そこら辺の周辺自治体との動向についても配慮されているのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（中野哲也君）

お答えいたします。

まず最初、特定世帯と特定継続世帯について御説明いたします。

おっしゃるとおり、資料の3ページの下のほうに大変簡略的に書いております。具体的に

例を示しますと、夫婦2人で国保世帯を形成していたと、その中で1人が75歳を迎えられて後期高齢者医療の被保険者に移られるといったときに国保の加入者1人残されるわけですが、その方につきまして平等割を5年間半額にしますというのが特定世帯、最近、法が改正されまして、さらにそれを3年間、合計8年延長をします。ただ、延長した3年につきましては、軽減の割合を平等割の4分1を軽減するというのが特定継続世帯ということで、後期高齢者医療へ移られた世帯の全体としての納税額が大きくなるようにという措置だと考えております。

それとあと、また次の医療給付費の抑制の話になりますけど、これは健康増進事業ということで、かねてから大変大きな金額をいただきまして各種の健診事業を展開しております。平成20年度からは特に成人病、生活習慣病と言われる成人病をターゲットにして特定健診というものが始まっております。これはまさに厚生労働省のほうで何年後には幾ら幾ら削減したいというふうな方針のもとに特定健診というものが取り入れられております。これにつきまして今までの健診と違うのはですね、データが悪いデータといいますか、健診の結果の血液データとか血圧のデータとかが悪い方については保健指導を行うと、保健師さんが訪問するなり電話するなり、そういったことで訪問をして、その方の生活習慣の改善まで結びつけるというふうなことで長期的ではありますけれども、そういったことで、日本国全体の成人病にかかる医療費を今後抑えていこうというふうなことで、嬉野市でもそういったことで取り組みを始めて特定健診自体の魅力を高めようということもありまして心電図の検査を独自に取り入れたり、佐賀県のほうでは、またヘモグロビンa1cですかね、そういった検査も医師会の協力のもとに取り入れるというふうなことで、積極的に展開をしているところでございます。

それとあと、収納率関係でも22ページのほうにお示しをしておりますけれども、平成23年度に確かに税率を改正しましたけれども、何とか徴収率のほうも収納課の努力によりまして幾らか好転をさせていただいているという現状がございます。それと消費増税との時期の重なりについて、おっしゃるとおり負担感が増す中に、さらに国保税もかというお考えは大変わかります。しかしながら、そのゴールといいますか最終、平成29年度までには何とかしなければならないという現実も確かに目の前にございます。そういった中で、1年でもこれがおくれますと、それだけ一体どうするんだという話にまた議論がそこに立ち戻ってしまいますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思っております。

国保財政の維持が、いわゆる国民皆保険の最後のとりでと言われる国保を財政破綻させてはいかんということも大いにありますし、県の統一の時期にですね、よそと比べてもあれですけど、嬉野だけが何か妙な状態であっても困ります。そういった国保財政の堅持といいますか、制度の維持、そういったものをぜひ何とか29年度までつないでいきたいという考えがございますので、消費増税も確かにございますけれども、逆に、その消費増税によりまして

国保財政のほうにも幾らか補填が参りますので、それとか、あと消費税分で国保世帯の低所得者に対する保険税の軽減の拡大ということも同時に26年度から行われるようになっておりますので、そこら辺まで含めて御理解をいただくように広報なりなんなりをしていきたいと思っております。単純に不足するから上げますという広報の仕方ではなくて、制度的なもの、それと消費税の恩恵まで含めて広報していきたいと思っております。

増額の十分な説明が必要ではないかというのは、今申し上げましたように、ただ税率を改正するんじゃないかと、そういった背景、国の置かれた状況から嬉野市の国保、また国保が県に統一されるまでにあと幾らもないというふうなことまで含めて、十分説明をさせていただきたいと思っております。

それと最後に、周辺自治体への影響というふうなこともあるかもしれませんが、それは各自治体が同じように今悩みながらどういった方策をするのかというふうなことを考えていらっしゃると思います。で、県内でも既に多くの自治体がここ数年の間に税率の改正を既にされております。今後も確かに税率の改正をされる場所もあるかと思っておりますけれども、それはそれとして嬉野市として最終こうしたいというふうなことを今回御提案させていただいたつもりであります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

収納課としてあわせて補足ですけれども、嬉野市は県内でも早く、実際、平成18年度からですけれども、コンビニエンスストアでの納付を含めて納税者の利便を図ったり、口座振替の推進等も行っております。また、夜間や臨戸徴収といった形でさまざまな工夫を重ねてきました。また、これからもそういうふうな努力をしていくにあわせてなるべく次年度に繰り越さないような細やかな納税相談を行っていききたいということで考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

私が言いたかった分を収納課長のほうがおっしゃいましたけれども、この世界に誇る国民皆保険制度、これをしっかりとやっぱり守っていかなければいけないという部分は当然理解できるわけでございます。先ほどおっしゃったように、消費増税とダブるということですが、当然、消費増税が上がる分が還元されて増税率が抑えられたと、審議会の部分からすれば抑えられたという部分は理解いたします。しかし反面、特に低所得者にとっては今回の国保税のアップというのはやっぱり相当影響してくるんじゃないかなと思っております。

そういった中で、先ほどから話があったように、滞納があった場合に資格証明書、短期証明書、ここら辺がまた配布されると思いますけれども、そういった中で、今、収納課長のほうからあったようにそういったきめ細かな対応をしていただきたいと、このことについて、さらに今までよりも厳しくなると私は思うんですね。そういう中で、納税相談等、本当にきめ細かな個人さんに合わせた対応をしていただきたい、その部分は要望しておきますけど、いかがでしょうか。どっちかな、どっちかわかりませんが。

○議長（田口好秋君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

うちのほうも税額を減額したりするということは全然できませんから、例えば、今6月から3月までの10期割りになっているのを出納閉鎖期間に少しずらかしてでも11回、12回、次年度に繰り越さないようなやり方でできるだけ理解をしていただくような努力を行っていきたいと考えております。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

今、課長のほうからの答弁で財政状況の厳しいのは重々理解できるんですけど、今回の質問に上げております税率改定で国保会計の運営が好転して行って、何とか29年度に黒字に持っていけるという見込みと、今回税率を改定されておりますけど、あとはもう改定はしないと、そういう状況に持っていけるんですか。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（中野哲也君）

お答えいたします。

すみません。先に先ほどの梶原議員からの資格証明書の交付世帯のことで、3月5日現在で資格証明書の交付世帯が28世帯、交付者数が35人という状況でございます。（発言する者あり）（「山下議員やん」と呼ぶ者あり）あっ、すみません。山下議員の御質問の答えとさせていただきます。すみません。失礼いたしました。

それから、今回の税率改定で今後、運営が安定的になるのかというふうなことでございますが、はっきり言って1人当たりの医療費の動向が、今、最近は2.数%毎年上がっているという状況がございまして、それが数年前までは6.何%とか毎年上がっていた時期がございまして。これも資料に幾らかございますけれども、そういったことで、1人当たりの医療費の増嵩次第ではわかりませんが、今考えているのは何とか消費税での財政支援が27年から

入りますので、26年は今回提案している改定率の分だけは国保財政は好転します。で、27からは新しくさらに消費税による財政支援が入りますので、27、28、29は黒字でいくんじゃないかと判断をしています。で、27、28、29の黒字をもって25、26の赤字を相殺したいというふうに考えている状況です。

あと懸念されるのが今言った1人当たりの医療費がふえてきますとまた足りないという話になります。それとあと、制度的なものとしましては共同事業というのが県下の国保の保険者間でありますけれども、それで嬉野市は数年来、数千万円ずつずっと黒字だったんですね、拋出といただくお金とを比べたときに、今までは20万円以上の医療費だったのが27年から1円からの医療費が対象になりますので、そういったときに嬉野市にとっていい影響があるのか悪い影響があるのかちょっとわかりません。そういった不透明な部分もありますけれども、今の計画としては先ほど申しましたように、今後、単年度の収支を黒字にしたいと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

大体理解しますけど、やはり納税、社会の構造が変わってですよ、以前、嬉野、黒字のときは自営業の方が多くて国保の方は若い方が多かったんでしょうけど、現在やっぱり少子・高齢化で若い方が少なく高齢者の方が当然ふえておられますので、個人の医療費の負担が今後減らしていかなければいけないとおっしゃいますけど、現実的には厳しいところがあると思うんですよ。それで、梶原議員、山下議員もおっしゃいましたけど、やはり一番気になるところはですね、4月から今度消費税が増税になります。国保税も結局、増税になりますけど、その辺の市民感情をどう理解されておられるのか、市長のほうにもちょっとお伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在、国全体のいわゆる医療保険制度の最終的な受け皿が国保になっているわけございまして、全てそのしわ寄せが国保に来ているということをそれぞれの、いわゆる保険者の方も理解していただかなければならないというふうに思っておるところでございまして、例えば、共済にしる健保にしる、若いときはそちらに入っておられるわけございしますが、最終的な受け皿は全部国保に来ると、簡単に言いますと健康なときはそちらのほうに入っておられて、医療費等が必要になってきたときに国保に移ってこられるというのが、これは全国

の流れでございますので、やはり国全体の保険制度をもう少し見直すべきだということを私どもはいつも話をしているところでございます。そういうこともございますので、国としても国保に対する対策をいろいろ打ってきているということでございます。最終的には先ほど担当課長が申しあげましたように、できるだけ御負担がかからないような形で、この国保の制度を維持してやはり国民皆保険ということについては堅持しなくてはならないと思っておりますので、ぜひ御理解いただくように、また、広報等もしてまいりたいというふうに思っております。

今回、別の予算を組ませていただいたわけでございますけど、私どもとしてもできるだけ赤字分は赤字分で解消していきながら、先ほど申しあげましたように、この料金アップをお願いする分で何とか運営できるような形に持っていければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（中野哲也君）

お答えいたします。

確かに、消費増税と時期が重なるということは大変市民の方に対しては御不満だろうというのは十分わかります。しかしながら、先ほども申しましたけれども、国保を何とか維持していかなければならないという責任もございます。で、消費増税が、いわゆる社会保障に全額をつぎ込むということにもなっておりますので、消費税の中から国保に対する支援も現在のところ総額で年2,200億円というのがつぎ込まれることになっておりますので、そこら辺もあわせて御説明していつて何とか御理解をいただくしかないというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

ぜひ将来の展望を示してから今度の消費税率のアップもお願いしますという、そういう先ほどから皆さんおっしゃっていますけどね、やはり市民の方の周知徹底のほうをもう少ししっかり示していただきたいと思っております。答弁要りません。

○議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

今、各議員が質問されましたので、ほとんど理解はしたんですが、1点だけちょっと勉強不足でお聞きをしたいのが、私が質問をしております3番目、いわゆる今回資料として出されております。ここに参考資料として国民健康保険税の税率改正についてということで答申

を出されておるわけですね。その中で、嬉野市国民健康保険運営協議会で提出された答申の附帯意見②について執行部の考え方をお聞きしたいというふうに思うんですよ。

国民健康保険の構造的問題も十分考慮し、県内保険者で、要するに、これは自治体ですよ、多くの保険者が一般会計からの法定外繰り入れを実施している状況に鑑み、本市においても一般会計からの法定外繰り入れについて検討し、被保険者の保険税負担の軽減とあわせて国民健康保険財政の健全化に努めるよう求めるとあるわけですね。ここら辺の考え方をお聞きしたいんですけど。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（中野哲也君）

お答えいたします。

国保運営協議会におきましては、従来、法定外繰り入れについてはいかがなものかという意見が趨勢を占めておりました。今回、法定外繰り入れの全国的な状況や県内の保険者でのそういった繰り入れを行っている自治体もかなり出てまいりましたので、そういった状況の変化もあってか、法定外繰り入れの検討をお願いすることもやむを得ないという判断に傾いてきたものと思っております。

現在、嬉野市の国保の単年度収支の均衡を図り、加えて今持っている累積赤字を全て税率の改正だけに求めることがかなり、かなりといたしますか、非常に困難との判断が背景にはございます。そういった中で、私たち担当課としても積極的にそう言える立場にないといったらおかしいんですけど、繰り入れをお願いしたいという気持ちは重々持っておりました。財政当局に対しましても、中期財政計画とかのヒアリングの折に国保財政の協議をする中で、よその状況も説明しながら一般会計からの補填も考慮していかなければならない時期が来るかもしれませんというお話はしてきたところです。

今回、答申に明確に繰り入れの検討を行うようにというふうなことを記されていますので、私としましては、ぜひそれもあわせて税率改正とそういった繰り入れを組み合わせ、今回、29年度までのあらかじめめどを組み合わせた形で皆様にお知らせしたつもりであります。で、そういった繰り入れも行いながら保険者として佐賀県の統一化に向けて何とかめどをつけさせていただきたいということで、こういった答申は私としては大変ありがたい答申だったと理解しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

わかりました。結局、今、累積赤字というのが単年度で1億1,000万円、24年度決算です

かね、あるわけですよ。累積で2億4,000万円という数字です。で、いわゆる昨年度の決算書でいきますと7億8,000万円、調定額があるわけですよ。収納が6億6,600万円というふうなことであります。収納率を全部上げれば、100%になれば問題ないわけですよ。要はそこなんです。受益者負担というのはわかります、当然、私も国民健康保険です。しかし、払っていない人の分まで足りないから出してくださいと、おかしいんじゃないですかと言いたいわけですよ。非常に苦しい中にみんなやはりいざというときのために健康保険を払っているんですよ。今のその考え方というのが、要するに29年度までに県で統一すると。だから、そこまで各自治体で赤字を解消して一緒にするようにしますので、何とか自治体でそこら辺をやってくださいと、そういう中において、今回また保険税の値上げをするわけですね。で、私が申し上げたいのは、確かにそれはしようがないところもあります。がしかし、収納率をとにかく上げていただいて、まずは健全化にすると。どうしようもやむを得ないときには、ここで書いてある一般会計からの法定外繰入金と、これは大いに考えていただきたい。そうしないと払っている人がどんどん高くなってというふうな事態になるわけですよ。どんどん上がれば、赤字の分を払っている人で補ってくださいということですから。だから、最終的に私はね、今回のこの答申を見て、29年度までにある程度の数字のところまでは仕方ないと思いますが、最終的にはこの答申をやっぱり考えざるを得ないのかなという気がいたしております。その点、市長いかがですか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今お話があったとおりでございまして、そういうこともございまして、私どもとしては、いわゆる収納率の向上ということで努力をしておるところでございます。

それと、先ほど申し上げましたように、国保全体の、国の中での国保の位置づけというものやはり再確認を全国民がしていただかねばならないというふうなことを市長会でも強く申し入れをしておるところでございます。ちょうど十四、五年前だったですけど、全国の国保の大会のときのいわゆる保険者等の一本化というので、全部の保険を一本化しようというふうな動きで相当盛り上がったわけですけど、結果的には他の保険者の方の御了解が得られなくて、まだ国保だけということで残っているわけでございますけど、最終的には、こういう少子・高齢化の時代になったときに皆保険をどういうふうにしていくのかとなりますと、もう一度やはり全保険者の合同といいますか、そういうところを考えていかないと根本的には解決しないというふうに思っております。

それで、私は一般質問でも申し上げましたように、県の保険者協議会の会長を務めているわけございまして、既にそういう話を出しております、その中で今やっておりますのは、

いわゆるそれぞれの保険者の会員の方の要するにデータの共有をして、そして、健康保険増進事業に取り組んで、最終的に国保に移ってこられたときに、いきなり医療費がふえないように、そこからやらなきゃいかんということで、今回私どもとしては努力をしているところでございます、そういう点でしっかり努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

29年度までに県と一緒にするという計画でしょう。そういう中で、先ほどの課の説明でいけば、毎年度のいわゆる赤字というのをなくすように努力をするということですよ。で、これ以上上がると、もう本当に健康保険税が大変だということを言いたいわけですよ。だから、最終的にそれは医療費の増大とかでどうなるかわかりません、不透明なところがあるわけですよ。だから、最終的に一般会計の繰り入れ、法定外繰り入れということを検討されますか、市長はどう思いますかということをお聞きしているんです。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在の各保険者の状況を見ておきますと、もうほとんど全て赤字の状況になってきております。共済にしる政管健保にしる、そういう中でございますので、国保だけではなくて国のやはり保険制度の見直しというのが必要だろうというふうに思っております、そういう点でやはり全部の自治体のいわゆる足並みをそろえてやっていかないと、投入するところだけ投入して、じゃ、投入しない方がいいところはないのかということになるわけでございます。以前は、国保もちょうどピラミッド型の人口形態の中での国保でしたので、一切無理はなかったわけですが、今ちょうど逆ピラミッドのような形になりまして、そこを以前の国保の加入者の方が逆に今度は支えているというふうな状況になってきていますので、今の状況であらうと思っております。そういう点で、先ほど担当課長も申し上げますように、今回の消費税の上がる分についても相当部分は社会福祉保健に投入するというところでございますので、そういう制度的な問題にぜひ投入をしていただきたいというふうに思っております。

私どもとしては一つのめどはですね、佐賀県の場合は一応29年度に国保のいわゆる事務手続を共同でやっていこうという一つの案でございます、収納とはまた別な形になると思っておりますので、ただ、さっき冒頭に担当課長が申し上げましたように、やはり単年度の赤字にならないように、いろんな手だてをしていきたいというふうに思っております。その中で、最終的に答申が必要であればどこかでやっぱり踏ん切りをしなければならない時期は来ると思

っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第15号 嬉野市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第16号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第17号 嬉野市男女共同参画推進協議会条例を廃止する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第19号 建設工事請負変更契約の締結についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、大島恒典議員。

○12番（大島恒典君）

議案第19号 建設工事請負変更契約の締結についてでありますけれども、これについては、合同委員会のときに一応説明いただいたわけですが、その中で、この議案資料でいただいております23ページの変更理由、これの1番から10番まであるわけですが、1番から4番までの詳細な説明をよろしくお願いします。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

まず、1番目の土工事、この件につきましては、根切り土の掘削、運搬、処分費の増嵩ということで変更を行っております。ここは敷地面積が6,300平方メートルでございます。御承知のように、国道から河川のほうへ向かってずっと上り勾配になっておりまして、その地形がもと2段になっていたわけですが、当初設計の時点では現地盤の平均値を採用いたしまして土量計算をしておいたわけですが、起工前測量で細部にわたり再度測量をした結果、土量に変更が生じたためでございます。当初予定しておりました立米数につきましては1万700立米を予定しておりました。変更で1万3,700立米、約3,000立米がふえたわけですが、これを面積で割りますと約50センチ程度の差があったというふうなことで、詳細測量の結果、その差が出てきたということでございます。

続きまして2番目の鉄骨工事等ということで、母屋材及び耐火塗装の増工ということで変更がっておりますが、この母屋材につきましては、屋根を固定するために必要な、例えば、胴縁のような材料でありまして、当初設計でも計上をしておりましたけれども、再度、安全性のチェックをしたところ、材料の追加設置が必要ということで安全性をさらに確保するために数量をふやすことになりました。それから、耐火塗装につきましては、当初設計では壁面の表に出る柱、その表の部分だけを耐火塗装でみておりました。しかしながら、消防法でいきますと、この隠れた部分、中の部分も耐火塗装が必要であるということがわかりまして、追加をする必要が出てきたわけでございます。

それと3番目の防水工事、防水施工箇所を増工ということでございますが、この分につきましては、構造上、地下部分が出てきます。その地下部分の外壁工事箇所の部分の一部で湧水等が発生をいたしまして、そのために外部からの水を防止するために防水工事が必要になったということでございます。

それから4点目の木工事、壁胴縁組の増工ということでございます。この分につきましては壁材の下地材、下地処理の段階でどうしても表に出てくる壁面の通りが、一定にすると通りをよくするためにするわけでございますが、下地処理の段階でどうしてもその通りが悪いような箇所が出てきたため、その部分において下地処理の中で胴縁を張りまして、その上に表壁を張るというふうな施工が必要になってきたということで増工をしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

ありがとうございました。わかりました。

あと5番から10番は納得するわけですけれども、この1番から4番までは施工図の納まり図によって必要になったということで、ここら辺がちょっとおかしいんじゃないかと思って、今回質問したわけですけれども、とにかく2番の鉄骨工事ですか、これは最初から母屋材が入っておったということですが、入っておった割には金額的に結構大きいわけですよ、補強したわけでしょう、そこら辺もあって今回質問しとるわけですけれども、あそこは不特定多数の人が出入りする場所です。そして、この屋根材となりますとやっぱり安心・安全のためには神経使わにやいかんところで、これはしっかりしていただきたいと思います。そういったことで、今度からもこういう納まり図によっていろいろ変更があると思いますけれども、とにかく安全・安心な建物をつくっていただくように、これはよろしく願いしておきたいと思います。

ただ、ここら辺の施工図の私はミスとまで言いませんけど、漏れですか、そこら辺をやはり担当課としても、仕事量なかなか厳しいでしょうけれども、チェックをある程度していた

だきたいということだけお願いしておきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

建設部長。

○建設部長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

この分については、当初は私もその所管の課におったわけですがけれども、その辺のいわゆるチェック、あるいは検収、そういったところで、今議員が言われたところはあったというふうに思って、この場をかりて厚くおわびを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）はい。次に、田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

私もこの件について通告書を出しておりました。それで、先ほど御説明がありましたけど、一番最初見たときにありゃこりゃおかしかて感じたわけでございますけど、議員の皆さんたちも恐らく全員感じておられると思います。そういう中で、見積計画書を出されて、そして、今回の9,700万円ぐらいの変更になっております中で、やはり、今、大島議員も言われましたように、この工事内容、内訳を見てみましても全部見積もりで最初出されたとは私は認識しておったんですけど、これは言いかえれば1番目の土工事にしても6,300平米あるところを3,000もふえたと、それは、やっぱり測量ミスじゃないかと思います。

それで次の2番目、鉄骨工事、これも安全性は確保していたものより強度な安全性を求めた。そういうことなら、めちゃくちゃ強度ばかり、そがん安全性ばかり追求せんでもいいんじゃないかと。それだけの安全性を見積もったたらそれで十分じゃないかと思って、これも設計ミスじゃないかと思います。

3番目、防水工事、これもこういう事態が発生するんじゃないか、あそこは地盤がやはり塩田川の災害からしているような条件の中での工事に取りかかった部分がありますので、恐らくいろんなとが発生するんじゃないかなと、そういうことも見据えた上での設計というか、考えてしていただかんばいかなと思っております。

5番、6番、7番、あとは当たり前のことだと思います。これは転落防止柵とかそがんとはつけて当たり前の見積もりの中で工事をしてもらわないかと思っております。そういう中で、例えば、Aさんが自分の家を3,000万円につくってほしいと。そいぎ、見積もりは幾ら、3,000万円です、きれいにできますと言うとって、後からここもつくらんぎ、こがしこかかります、こがしこかかりますと、ずっとふやされ4,000万円になりましたと。何やこりやて、こういうのと一緒にじゃないかなと私は感じるわけですね。そして、入札をされた方、何社かあったと思いますけど、入札に漏れた方、私の会社はこがしこしてもらったら完璧に

つくりますよと出された方が落とされた場合、うちはがしこでよかですよというて、どんどんが追加されたら、何やこりゃてなりやせんかなと、そういうところに入札を落ちられた方の思いもやっぱり考えてほしいかなと思っております。

だから、今後の入札の仕方においてもあんまり安かるとに手は出しちゃいかんかなと、あんまり高かともいかん、ある程度の入札価格というのがあるはずですから、その点は十分にやっぱり考えてしてもらいたいと思います。その点、流れを聞きましたけど、今後そういうふうなことでよろしく願いいたします。質問がですね、（発言する者あり）だから、今言うたことに対してどう思われますか。

○議長（田口好秋君）

建設部長。

○建設部長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

一部につきましては、議員発言をされたとおりのこともあるだろうというふうに、先ほど申しましたように、私のほうでも反省をするところは反省をしております。

ただ、後段の安くとってあとぺたぺたひっつけてというふうなことは、これは当然、入札をする段階では、入札に参加される業者の条件は一緒でございますので、そこはそういうことではないというふうに答えておきたいと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

それからもう1つ、7番、8番、9番、この中にほかの業者では困難であったとありますけど、これはどういうことか御説明をお願いいたします。私としてはできればね、地元の業者さん、この人たちをやっぱり使うのがいいんじゃないかなと思っておりますけど、ここんたいの説明をお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

建設部長。

○建設部長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

まず、後段のほうから先にお答えしますが、地元の業者ということで、これはもう市長を挙げて、そういう指示は、ほかの工事につきましても十分に指示を仰いでおります。しかし、特殊な工事、それから工事の期間によってはいっぱい仕事を抱えてちょっとできないというふうなことでお断りをされているところもございます。それは直で請け負う場合と、また、例えば、下請である場合でもあってもそれは同様でございます。

それから、前段の分でございますけれども、これも別途、別途で考えた分について、なかなか統一でしたほうがいいんじゃないかというのは、例えば、施工場所の問題でございます。重機、あるいは建材、そういった中が、例えば工事場所でごちゃごちゃしていて、一般的に考えて他の業者に発注してしたら、これは当然施工が厳しいんじゃないかというふうなこともございますし、あるいはまた、管内であってももともと備品購入というふうなことも考えておった分についても、例えば、工事でみたほうが有利であるとか、そういう意味でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中平一郎君。

○8番（田中平一郎君）

私としては、地元の業者さんの家具工事などの1個1個の個別なものですから、できれば単価もいっちょいっちょそがんで高額な金額じゃないと思いますので、やっぱり利用していただきたいというのがやまやまでございます。そういうことで、終わります。

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

今、るるそれぞれの議員から御質問があってございましたけれども、要するに当初の金額より10%も増額ということですよ、9億から10億ですから、9,698万4,000円ですよ、約1億円、当初が9億9,435万円から今回10億9,000円と、トータルの金額から1割以上も増額というのは非常に私解せないですよ。確かに今説明がされた。それはそうかもしれませんが、要するに設計図の納まり具合、必要となったというふうなことで上げられておりますけれども、これだけで果たして納得していいものかどうかというところがあるわけなんです。特に2番の分については、今課長の答えの中では表面部の耐火塗装ということでおっしゃいましたけれども、その後、消防法が改正になったわけでも何でもないので、当初からこの消防法というのはわかったわけでしょう。わかっている中で、このような消防法にさわるようなことで追加工事となると、当初の設計は何だったのかと言いたくなるわけです。だから、今、部長はそこら辺で責任ということで謝りはされましたけれども、謝って済む問題じゃないというふうに私は思うんです。1億円ものお金なんですよ、そこら辺についてはいかがですか。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午後4時20分 休憩

午後4時20分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

建設部長。

○建設部長（中尾嘉伸君）

お答えします。

入札時点で不落がございました。（「うん、わかるよ」と呼ぶ者あり）その分、全国的なもの、またこういったことを言ったらお叱り受けるかしれませんけれども、特に今あっておりますけれども、予定価格を変えずにまた再入札という方法をとったため、パーツを外して発注した分もございます。（「そう言うと思ったんですよ」と呼ぶ者あり）しかし、ここで後のほうに（「はいはい、それはわかる」と呼ぶ者あり）等々についてはもともとから別途で発注しようという計画でございましたので、必ずしもこの9,000万円が（「いや、はいはい」と呼ぶ者あり）そのようにはなっておりません。しかし、いずれにいたしましても、設計会社のほうから当然うちが検収で受納しているわけですから、それは当然我々の責任と、私の責任というふうなことで御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

恐らく部長が今おっしゃったような不落のことを含めて言われるんじゃないかなということ私には想像をしておりました。不落になった時点でそういうふうになったということですね。でもそれって、結局、落札されたからよかったというふうにそれで片づければいいという問題でもないというような気がしてならないんですよ。もうあんまりそれ以上言いませんけれども、特に私も先ほど言ったように、2番目の問題については、当初から当然ね、何回も何回も言うように、消防法の規定を見たときにはそこまでしなきゃならないというふうな形になっているわけでしょう。それも先ほど申しましたように、この間に消防法の改正があって、その分を強化しなければならぬということならば話わかるんですよ。だから、そこら辺を含めて今後の工事契約等についてはより慎重な対応を望んでおきたいということだけを要望しておきます。

そうしないと私どもが最初この工事請負契約に対して議決した意味というのがほとんど薄れてくるんですよ、こうして追加工事、追加工事となってくると。議会が議決、そのこと、予算についてそれで契約を納得して議決をしたわけですから。だから、そこら辺を踏まえて今後の対応だけ求めて、終わりたいと思います。もうそれ以上、答弁要りません。

○議長（田口好秋君）

これで議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号 平成25年度嬉野市水道事業会計資本金の額の減少についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第7号）についての質疑を行います。

10ページから32ページの歳入について質疑を行います。

まず10ページ、1款. 市税、1項. 市民税、1目. 個人について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。初めに、織田菊男議員。

○15番（織田菊男君）

個人の滞納繰越金について質問いたします。

これは当初は500万円ぐらいの予算だったと思います。これが約1,000万円の収納ができた内容、理由はどのようなものでしょうか。

○議長（田口好秋君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

できた内容とは申しますと、1つは納税相談を行って分納をしていただく方、それと滞納繰り越しましたから財産調査を集合、軽自含めてやっております。内容は申しますと、預金、貯金等につきましては近隣の7金融機関、保険会社につきましては43社の調査を行っております。そうした中で、また給与がある方、勤務先が判明すれば給与の調査も実施しております。そのような中で、先に行きますけれども、216件、金額にして集合徴収として1,400万弱の差し押さえを平成25年度は行っております。この質問の中で、できた内容は今申したとおりですけれども、お一人の方じゃございません。複数の方です。調定額が個人市民税は7,297万9,701円の調定がございまして、その中で約1,500万円以上の収入があったということでございます。ちなみに人数にして言えば588名の方に納税をいただいております。

一人か複数かの御質問ですけれども、一番納税していただいた方は95万超の納税をいただいております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

織田菊男議員。

○15番（織田菊男君）

今まで滞納された方は、どのような事情でこれだけの金額を滞納されているかわかりますか。

○議長（田口好秋君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

先ほどの国民健康保険税もですけれども、中にはそのままうちが差し押さえをしたままずっと繰り越しをされていらっしゃる方、それから、やっぱり生活困窮、住民税といっても収入があられた次の年、失業されて住民税が残っていらっしゃる方等々ございますけれども、平成25年に繰り越された方は1,182名の方がいらっしゃいますけれども、統計は行っておりますけれども、今現状、何割がどういう事情でという形はちょっと資料を持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

織田議員。

○15番（織田菊男君）

税に対しては払っている人と払っていない人の不公平感があるというふうな感じを持っています。そういう点で不公平がないように徴収はもっと頑張ってもらいたいと、今までやっていなかった徴収方法、何か新しい方法は考えておいででしょうか。

○議長（田口好秋君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

お答えします。

25年度も滞納整理機構に行って県のほうと連携をしたり、それから、当然、財産調査を行ってもおります。財産が判明すれば即差し押さえと。換価に至らない場合でも不動産等も差し押さえをしております。これは旧来、以前ですけれども、それと延滞金につきましても、きちんと納めていただくという方針を、収納課が発足したときの2年前から延滞金についても納めていただくように、中にはやっぱり以前はこうではなかったということもありますけれども、納付期限内に納めていただく方と納めていただかない方につきましては、延滞金の計算もさせていただいて納めていただくという方式を収納課発足時からはとっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう時間がありませんので、急ぎ足で御質問したいと思います。

今、216件、1,400万円の差し押さえということで、今回1,000万円計上がされておりますね、あと400万円についても見込みとしてどのようなお感じになっているのかということが1点と、そして、もう1つは個人で95万超というのは徴収して得たものなのか、あるいは不動産等の売買の中で業者からいただいたものなのかということと、そして、今回、滞納整理

回収機構との連携の中でどれだけ徴収努力という比率的に上がった比率がわかるのかということを取りあえずお示しいただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

申しわけございません。先ほど216件、1,400万円の説明でございますけど、これはうちが集合徴収という形で差し押さえたもので、全てが個人の市民税じゃないということを御理解ください。預金にしても毎月、毎月可能額等が出ますから、そのものの充当を住民税、固定資産税、国保があられる方については国民健康保険税という形で充当しておりますから、今、私が持ち合わせた数字は差し押さえ金額のみを持っております。（発言する者あり）それと95万8,000円という数字も質問の中身は1,000万円の収入ができた内容ということで個人住民税についてのみを調べてきております。この95万8,500円というのは差し押さえた額か、それとも月々分納をしていただいた額かはちょっとこれも定かではございません。毎月納めていただいた方もいらっしゃいますから、住民税については1件、95万8,500円という方がいらっしゃったということで御理解ください。（「それを聞いている。だから、それは徴収したものか、それとも業者から、詳しく言わんでよかかな」と呼ぶ者あり）これがちょっとすみません、納まった額だけのデータを抜いてきております。すみません。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これで1款1項1目、個人についての質疑を終わります。

次に18ページ、13款、使用料及び手数料、1項、使用料、3目、農林水産業使用料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

すみません。広川原キャンプ場の増額について、使用料の増ということなんですが、いわゆる件数等がふえたのか、そこのふえた要因、期間が長くなったとか何かそこら辺、要因を説明ください。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（納富作男君）

お答えいたします。

増額の要因といたしましては、私の考えるところに3点ほど考えられると思います。1つは、例年と比較しまして、6月、8月、9月が増額となっております。その要因といたしましては、6月の梅雨がことしは短かったこと、それから、8月と9月は好天、それ以上に猛

暑によりまして避暑地志向がありましたこと。そして、加えまして9月、10月には連休等がありましたので、その辺が多かったかなと思っております。また、施設の利用状況を見ても客単価の高いコテージのほうの利用者が例年より多かったことも上げられます。

それから、ちょっとこれは私のほうから言いにくいんですけど、今までの地道な宣伝効果もあったのかなと、ちょっとすみません、思うております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

宣伝効果があったということでしょうが、ちなみにコテージの稼働率あたりの数字がわかればお教え願いたいんですが。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（納富作男君）

それでは、施設ごとに申し上げます。（「後で資料ばもらいに行きます」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、質問いいですね（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）これで13款1項3目。農林水産業使用料についての質疑を終わります。

次に同じく18ページ、13款。使用料及び手数料、1項。使用料、4目。土木使用料についての質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

土木使用料のいわゆる法定外公共物の占用、水路、あるいは里道の増額ですが、当初予算で1,100件と30件というふうなたしかこととお伺いをしております。今回1,156件で、たしか16件というふうな里道のほうは説明があったように記憶をしているんですが、ここら辺がです、当初を組む段階と今回補正を組む段階、例えば、今年度中に件数の増加等があったのか、それとも当初から少なく見積もっておったのか、そこら辺の詳しい説明をお願いしたいと思いますけど。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

法定外公共物占用料の水路の部分でございますが、当初が1,113件で里道の分が30件で計上をしておりました。今回補正を計上しているもので、水路で1,159件、これは私が11月末

の補正予算作成時点での数字でございます。これは調定実績でございます。そして、里道につきましては16件ということでなっております。

以上です。（「ちょっと待って。16件というのは、当初からすれば減っとなって」「当初からすればね」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午後 4 時38分 休憩

午後 4 時39分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

当初の30件につきましては、議員御承知のように、この法定外の徴収につきましては25年度から徴収をし始めたわけございまして、調査の全ての確定というか、そういうふうに至らずちょっと見切り発車をしたような時点で大まかな数字で30件というふうなことで計上しているということでございまして、実質、正式には16件だったというふうなことでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

どうも納得いかないですが、平米単価の230円で、いわゆる道路河川を占有しているところに使用料として徴収をするわけですね。私そこら辺ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、例えば、使用料として請求をするわけですね。要するに、振込用紙、あるいは建設課等で徴収をするわけでしょう。使用料を払っていただけない方というのはどういうふうになるんですか、滞納という形でなるわけですか、現年分、過年分といった形で残ってくるわけですか。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中島憲郎君）

当然、調定を切りますので、未納は出てきております。今回、納付件数につきましては、現時点で水路が1,086件（「ちょっと待ってください。水路が」と呼ぶ者あり）1,086件（「1,086件が」と呼ぶ者あり）水路です。里道が15件（「これ徴収できた分」と呼ぶ者あ

り) そうです。納付率にしますと水路が93.5%、それから里道が92.7%というふうな数字になります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

その未納分ということに関してはどういうふうな処理になってくるわけですか。これは取らないといけない使用料ですよ。予算書の段階でどういうふうにそこら辺が載ってくるのか、誰が担当課なのかよくわかりませんが、どういうふうなそこら辺の処分のあり方というのが使用料というので発生するのか、的確にお教え願いたいんですけど。

○議長（田口好秋君）

建設部長。

○建設部長（中尾嘉伸君）

お答えをします。

使用料、地方自治法にいう使用料を取ることができる分に入りますけれども、この分につきましては、当然、現年で残っていけば過年滞納という形で残ります。したがって、それは当然その手前段階で、今課長から収納率言いましたけれども、これにつきましては、それは収納、徴収じゃございません。収納努力を当然担当課としては行うべきでございますけれども、取れなかった分、滞納につきましては過年度に残っていくということです。

以上です。（「もう3回言うたかにゃ」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

建設部長。

○建設部長（中尾嘉伸君）

払わない分についてはということですかね。（「徴収できなかった分ですよ」と呼ぶ者あり）それは載ってくると思います。自力執行権を持ち合わせませんけれども、ありとあらゆる努力はしていくべきだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

よろしいですか。（発言する者あり）はい、これで13款1項4目。土木使用料についての質疑を終わります。

次に同じく18ページ、13款。使用料及び手数料、1項。使用料、5目。教育使用料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。初めに、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

すみません、出しておりました。文化センターの利用料、減額の理由ということで教えて

ください。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（江口常雄君）

御質問いただいてから文化センターから過去の利用実績を含めて3カ年分ぐらいですかね、23、24、25年度の今、実績の一覧表を見ております。それで、農林課長にちゃんとしたお答えを探してはいたけれども、この表を見ただけではですね、理由というのをきちんとお答えが探せないで今おります。というのは、公用の件数は若干ふえております。しかし、個人の使用は若干ですけど、減っているんです。そして、23年度からは、23、24と3月で減額をしております、同じぐらい金額ですね。ですから、23年度からころっと使用が落ちているんですけれども、工事とかなんとかあったせいなのかなというふうには思っていますが、今年度の確認としては使用料が変わったのを私、金額どれくらいだったかちょっと確認をしておりますので、25年度は若干、利用者数は戻していますので、そこら辺、また後でお知らせしてよろしいでしょうか（「はい」と呼ぶ者あり）すみません。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

せっかくエレベーターもできて非常に扱いやすくなっていると思うんですよ、それにしてはですね、若干、私もその利用者が減っている現状というのがあって、もう少しそこら辺、PR等もかねて何か手だてを打つことも必要じゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（江口常雄君）

件数は若干減っておりますけれども、人数はずっと伸びております。（発言する者あり）はい、後で資料を差し上げたいと思います。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

よろしいですか（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

新人議員でありまして、私、所管の分を出しておりましたので、これは取り消させていただきます。

○議長（田口好秋君）

はい。これで13款1項5目、教育使用料についての質疑を終わります。

次に19ページ、13款．使用料及び手数料、2項．手数料、2目．衛生手数料についての質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

歳入をきょうじゅうに終わりたいと思いますので、簡単にお尋ねをいたします。

当初で1億5,050万上げて、今回こういう形で950万円の減額されています。6%の減という数字になっておりますけれども、この減額の要因と、これは恐らく公共下水道と農排の普及の件だというふうに理解をしておりますけれども、それと今後の見通しだけを簡単に御説明いただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（横田泰次君）

お答えいたします。

使用料につきましては、平成25年度当初予算を組むときに過去3年間の平均をとりまして、その時点ではほぼ横ばい状態でした。その後、25年度に入りまして、先ほど議員御発言のように、農集、公共下水道、浄化槽への切りかえが72件、それと死亡や転出による完全な廃止が90件等を含めまして、当初予想より下回ってきましたので、数量でいきますと1,000キロリットルほど減少してくるということで予想をしまして、今回減額をしておるところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口議員、よろしいですか。（「はい、もういいです」と呼ぶ者あり）はい。

ちょっと暫時休憩します。

午後4時48分 休憩

午後4時48分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

お諮りします。議案質疑の途中でございますが、本日の会議時間は議事進行の都合によりあらかじめ18時まで延長いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を18時まで延長することに決定いたしました。

それでは、議案質疑を続けます。

これで13款2項2目．衛生手数料についての質疑を終わります。

次に21ページ、14款．国庫支出金、2項．国庫補助金、4目．農林水産業費国庫補助金に

ついて質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

社会資本整備総合交付金の中で、うれしの茶交流館建設事業の詳細説明と予算の減額の理由をお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

議員御質問のうれしの茶交流館事業の詳細説明と予算減額の理由ということでございます。お答えさせていただきます。

嬉野市は、特産物であるうれしの茶を基軸にいたしまして長い歴史の中で育まれてきましたお茶の発展過程や歴史書などを展示、保存する場所がございまして、平成18年の1月1日に市町村合併により嬉野町と塩田町が合併したことから両町にまたがるうれしの茶を特化した歴史資源、観光資源を融合させまして、うれしの茶交流館を整備することになっているところでございます。

施設の概要といたしましては、うれしの茶交流館施設ということで、研修施設、展示場、展示室、喫茶コーナー、シアタールーム、エントランスホール、イベント広場、観光茶園、事務室等、そういったことを考えておりまして、事業の計画といたしましては、平成24年度から27年度までの4年間を計画いたしております、24年度につきましては、うれしの茶交流館の基本計画を策定いたしたところでございます。今年度につきましては、うれしの茶の交流館用地の交渉でございまして、それと26年度は新年度が実施設計と外構工事等の計画をしているところでございまして、27年度に本屋の建築工事ということで、28年度にオープンの予定を計画いたしているところでございます。

2番目に予算減額の理由なんですけれども、うれしの茶交流館事業に係る社会資本整備総合交付金、これが補助率は10分の4でございまして、今回186万8,000円の減額補正でございまして、当初予算にうれしの茶交流館建設事業にかかります基本設計委託業務の467万円の補助率10分の4の186万8,000円の計上をいたしておりましたが、用地交渉が遅延したために国庫補助金186万8,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

その用地交渉が成立しなかったということですが、今後の見通しはどんなふうにされますか。

○議長（田口好秋君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

用地交渉につきましては、私たちが、本市が示す額と相手のほうとのちょっと隔たりがございますが、まだ進行中でございますが、本年中にあらかじめの見通しを立てながら、今後、新年度に向かって計上をできるように努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

では、その候補地というのはどこか、何カ所かあられるのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

お答えいたします。

候補地ということですが、現在、うれしの茶交流館建設推進委員会を立ち上げまして、その中で答申が嬉茶楽館付近ということで御提言をいただいておりますので、その周辺を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

これで、14款2項4目．農林水産業費、国庫補助金についての質疑を終わります。

次に26ページ、16款．財産収入、1項．財産運用収入、1目．財産貸付収入についての質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについては、後で資料をいただくようにして取り下げます。

○議長（田口好秋君）

はい。これで16款1項1目．財産貸付収入についての質疑を終わります。

次に27ページ、16款．財産収入、2項．財産売払収入、1目．不動産売払収入について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについても後で資料をいただいて、この質問については取り下げます。要するに、その資料というのは坪面積、坪単価というものを含めて資料をいただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

これで16款2項1目．不動産売払収入についての質疑を終わります。

次に28ページ、17款．寄附金、1項．寄附金、2目．総務費寄附金についての質疑の通告

がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについてもまた当初予算のほうでいろいろお尋ねしたいと思いますので、とりあえずこの分の増額の分についての資料をおいただきしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

これで17款1項2目、総務費寄附金についての質疑を終わります。

次に31ページ、20款、諸収入、5項、雑入、1目、雑入についての質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについても25年度の資料等々を持っておりますので、それを比較したいと思いますので、とりあえず26年度ごみ有価物売払の分の150万円の分についての増額の分の資料をおいただきすれば結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

あとは当初予算のほうでじっくりと詰めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（田口好秋君）

これで20款5項1目、雑入についての質疑を終わります。

これで10ページから32ページの歳入についての質疑を終わります。

お諮りします。議案質疑の途中でございますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後4時56分 延会